

第 3 章 ごみ処理基本計画

1.ごみ処理の基本方針	3- 1
1-1 ごみ処理に係る理念・目標	3- 1
1-2 ごみ処理施設整備の基本方針	3- 2
2.ごみ処理の状況	3- 4
2-1 ごみ処理の流れ	3- 4
2-2 ごみの種類別の発生量	3- 6
2-3 ごみの性状	3- 9
2-4 ごみの減量化・再生利用の実績	3-10
2-5 ごみ処理の実績	3-18
2-6 ごみ処理に係る経費の状況	3-29
2-7 ごみ処理の評価	3-29
2-8 ごみ処理の課題	3-33
3.ごみ処理基本計画	3-35
3-1 ごみの発生量及び処理量の見込み	3-35
3-2 ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項	3-36
3-3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	3-41
3-4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	3-42
3-5 ごみの処理施設の整備に関する事項	3-47
3-6 その他ごみの処理に関し必要な事項	3-49

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1-1 ごみ処理に係る理念・目標

これまで営まれてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会は、天然資源の枯渇や環境破壊などの問題を引き起こしてきた。限りある資源を使い切った場合、その代替物を見つけることは容易ではない。また、自然界でうまく循環できない物質や循環しきれないほど多量の物質を環境中に滞留させてしまった場合、その影響を取り除くこともまた容易ではない。

このような社会を継続することは極めて困難であることから、本市においても持続可能な資源循環型社会[※]への移行を目指す様々な取り組みを市民、事業者の協力を得て行ってきた。その柱となる取り組みが、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）の3つの取り組み、いわゆる3R（スリーアール）である。（図3-1-1参照）

これらの取り組みは一過性のものではなく継続的に行われるべきものであり、その必要性はますます高まっている。

今回、本計画を改定するに当たり、3Rの考え方を引き続き基本とし、市民、事業者の理解と協力のもと取り組む時のエネルギー付加の少ない施策を優先的に推進することで、資源循環型社会の定着を図るものとする。

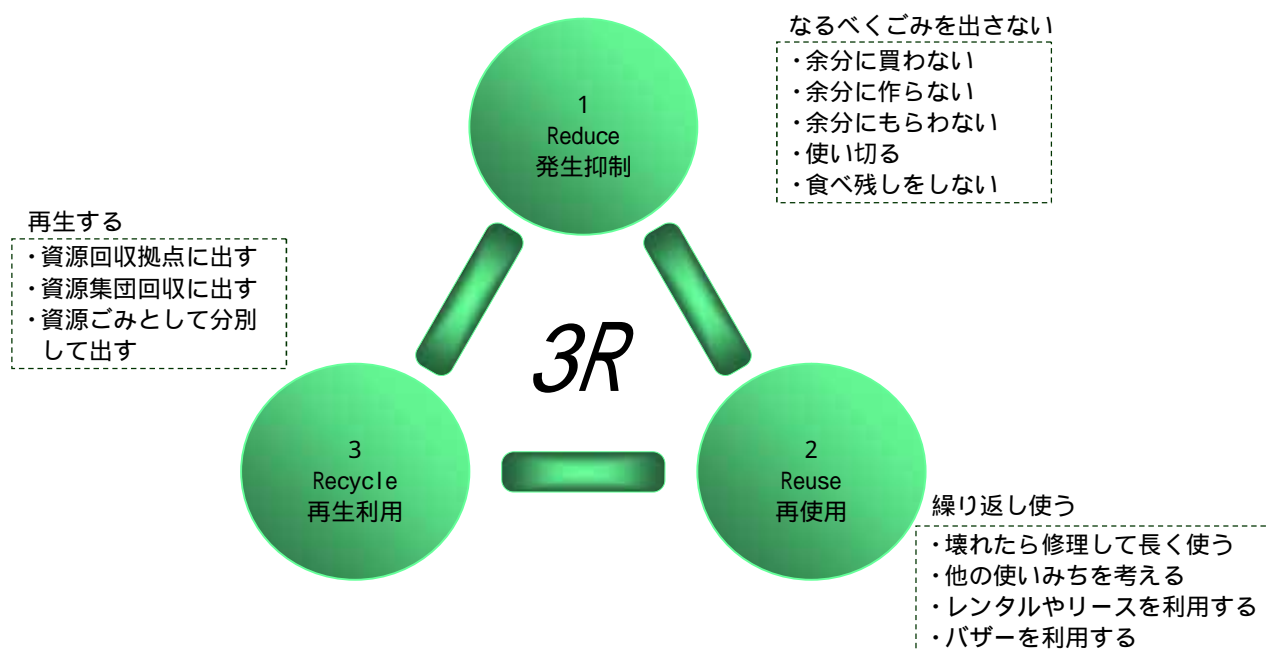
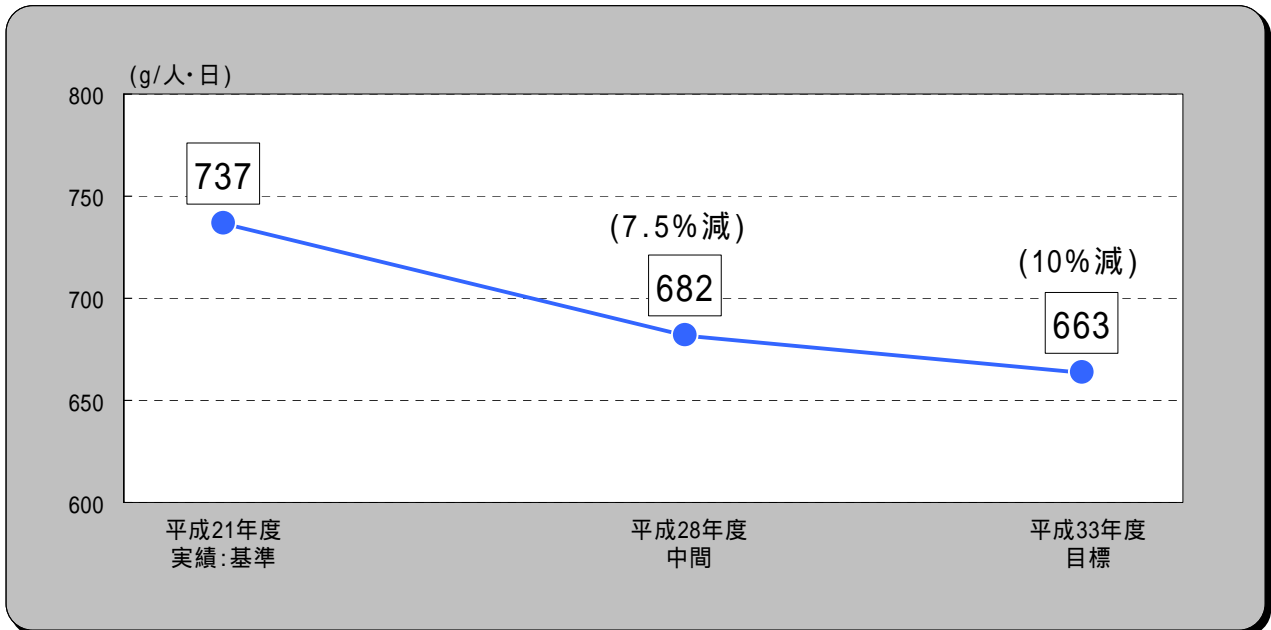


図3-1-1 3Rの概念図

目標指標となる、ごみ排出量原単位を図 3-1-2 に示す。本計画では基準年を平成 21 年度とし、中間目標年度において基準年の 7.5% 減となる 682g、目標年度において基準年の 10% 減となる 663 g を目標とする。



注)資源集団回収量を含まない。

図 3-1-2 ごみ排出量原単位の目標

なお、平成 21 年度を基準年としたのは、平成 22 年度には景気動向、施策の効果等の複数の要因でごみの量が大きく変動していること、ごみ減量行動計画や静岡県循環型社会形成計画が 6、7 年の間隔で目標設定していること等を考慮しているからである。

1-2 ごみ処理施設整備の基本方針

1-2-1 中間処理施設に関する事項

更新された磐田市クリーンセンターについては、整備時に掲げられた次の 5 項目の基本方針に基づいた運営管理を行うものとする。

Safety (安全性)	技術面、運転・管理面における徹底した安全性の確保
Community (共生・地域融和)	地域に開かれた施設として情報を広く公開
Economy (経済性)	費用対効果に優れた事業の推進
Environmental safeguards (環境保全)	周辺環境への影響の最小化、埋立処分量の最小化
Eco-efficiency (環境効率性)	エネルギーの有効利用

1-2-2 最終処分場に関する事項

本市では磐田市一般廃棄物最終処分場、磐田市竜洋最終処分場及び中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場の3施設を利用している。

本計画期間内には磐田市一般廃棄物最終処分場及び磐田市竜洋最終処分場の埋立が終了する予定であり、中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場についても使用期限を迎えることから、次期最終処分場の整備を検討する必要がある。

最終処分場の整備に関する基本方針は、次の通りとする。

保管・処理機能の充実	・地形等を活かした効率的な必要埋立容量の確保
安全性の確保	・安定構造を確保する安定地盤、低地下水位等の確保
環境保全への配慮	・周辺環境への影響の最小化
経済性の追求	・費用対効果に優れた事業の推進
地域還元の検討	・付帯施設、跡地利用等により市民への便益供与が実現可能な立地

2. ごみ処理の状況

2-1 ごみ処理の流れ

本市の現状でのごみ処理の流れを図3-2-1に示す。

燃やせるごみ等（可燃ごみ）は、磐田市クリーンセンターで焼却処理している。剪定枝等は選別して破砕機によりチップ化し、市民に配布している。焼却灰は熔融処理^{*}され、スラグ^{*}及びメタル^{*}が生成される。これらは資源として売却され、一部は飛灰^{*}とともに埋立処分されている。

資源にするごみのうち古紙及び空き缶は、委託業者が回収し、資源化している。

空きびん及びペットボトルは、一旦、磐田広域リサイクルセンターに運ばれ、ペットボトルは圧縮、梱包処理し、空きびんとともに一定量がたまるまで保管したのち、資源化している。豊岡地区については、運搬効率を考慮してリサイクルセンターには持ち込まず、委託業者が回収し、資源化している。

プラスチック製容器包装、金物・小型電化製品及び有害ごみ並びに福田地区の破碎ごみは、袋井市及び森町と組織する中遠広域事務組合の粗大ごみ処理施設に搬入される。プラスチック製容器包装は圧縮・梱包処理された後、再生工場に運ばれて処理される。その他は破碎、選別処理され回収した金属類が資源化される。

粗大ごみ処理施設で発生する破碎残渣等、磐田市クリーンセンターで発生する飛灰及びスラグ・メタルの一部は、中遠広域事務組合の一般廃棄物最終処分場で埋立処分される。

磐田、豊田及び豊岡地区の埋立ごみ及び破碎ごみは、磐田市一般廃棄物最終処分場に搬入され、埋立ごみは直接、破碎ごみは破砕機で処理後に埋立処分される。

竜洋地区の埋立ごみは、磐田市竜洋最終処分場に埋立処分される。

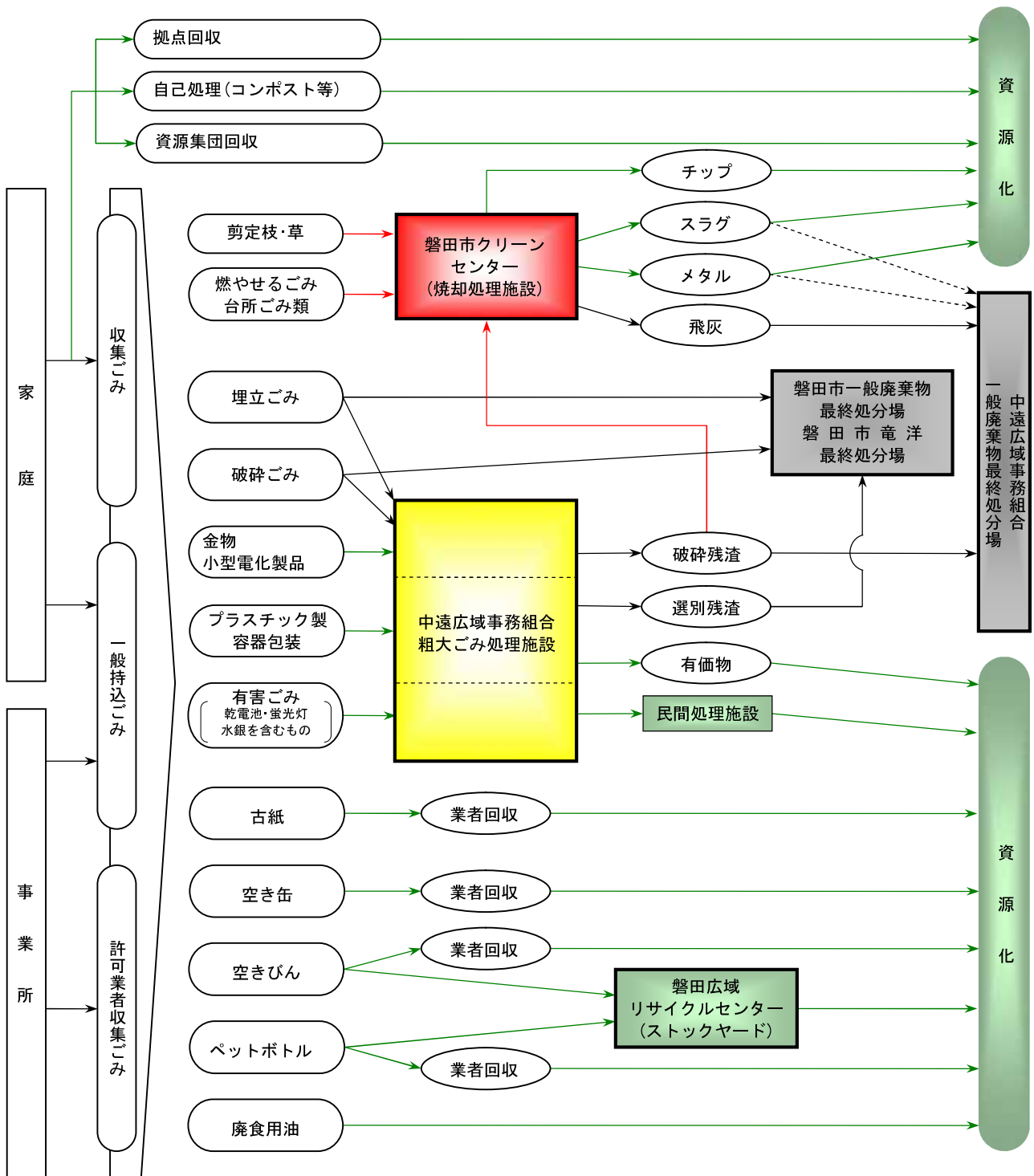
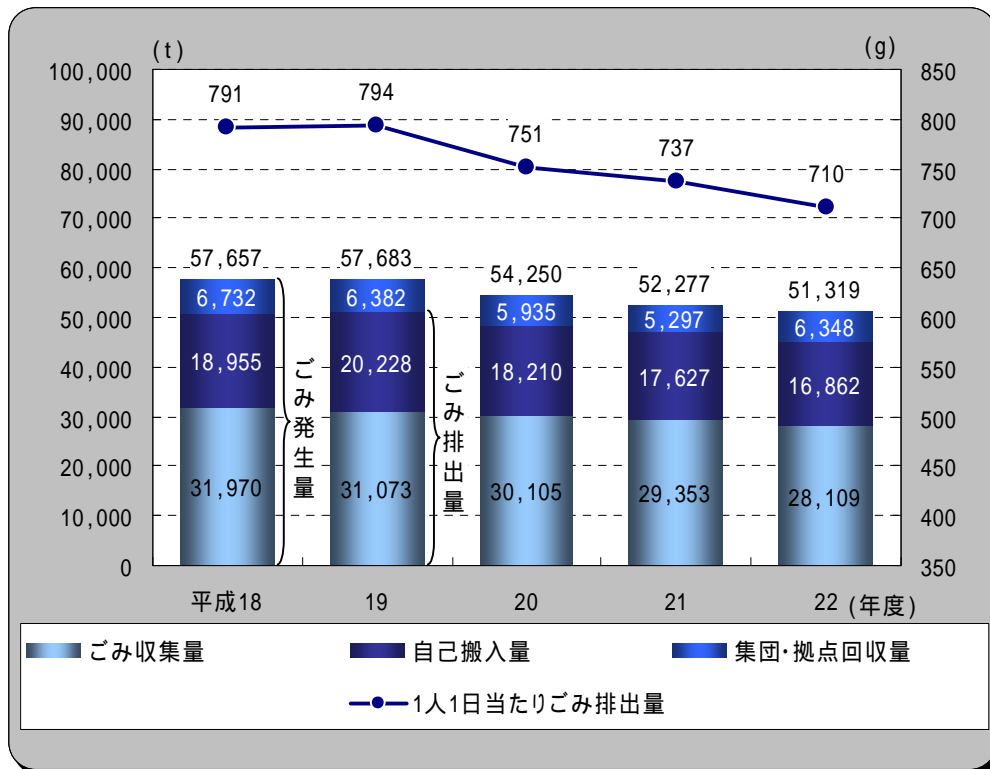


図 3-2-1 現状のごみ処理の流れ

2-2 ごみの種類別の発生量

本計画では、集団回収量を含めた本市が把握しているごみの量を「ごみ発生量」といい、集団回収量を除く本市が処理、処分に関与するごみの量を「ごみ排出量」ということとする。

本市のごみ発生量の推移を図3-2-2に示す。ごみ収集量及び自己搬入量とも平成19年度をピークに減少している。この合計量に対する1人1日当たりのごみ排出量(原単位)も同様で、平成19年度から22年度までに10%以上も減少している。この減少傾向の最大要因は、景気後退による消費活動の減退に加え、収集される古紙類を民間の拠点回収に出すことが多くなっていることによるものと推測される。



注 1) 原単位は集団回収量を含んでいない。
 2) 拠点回収量は公共が関与しているものだけ計上している。

図3-2-2 ごみ発生量の推移

平成22年度実績による収集ごみの区分別の割合を図3-2-3に示す。

可燃ごみの割合が76.9%と大部分を占めている。資源にするごみでは、多い順にプラスチック製容器包装が8.2%、古紙が4.2%、空きびんが2.9%となっている。

次に、平成22年度実績による自己搬入ごみの区分別の割合を図3-2-4に示す。

ほとんどが可燃ごみで90%以上を占めている。

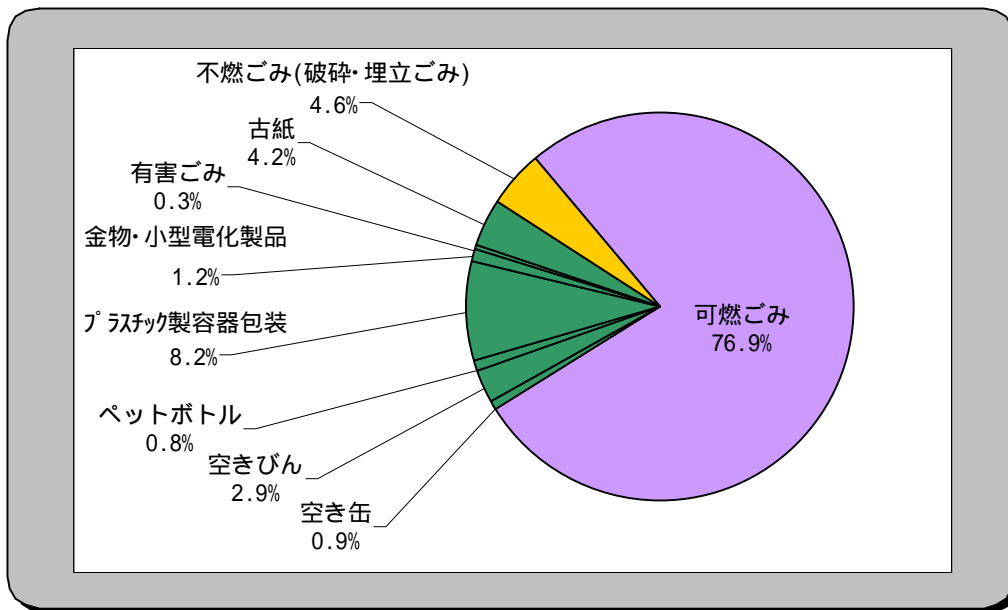


図3-2-3 収集ごみの区分別割合(平成22年度)

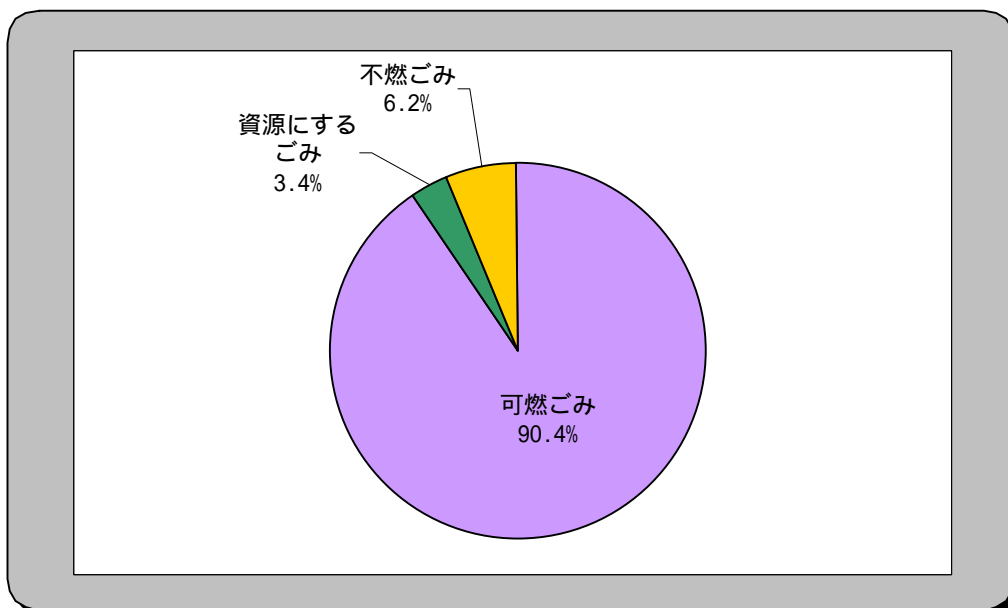
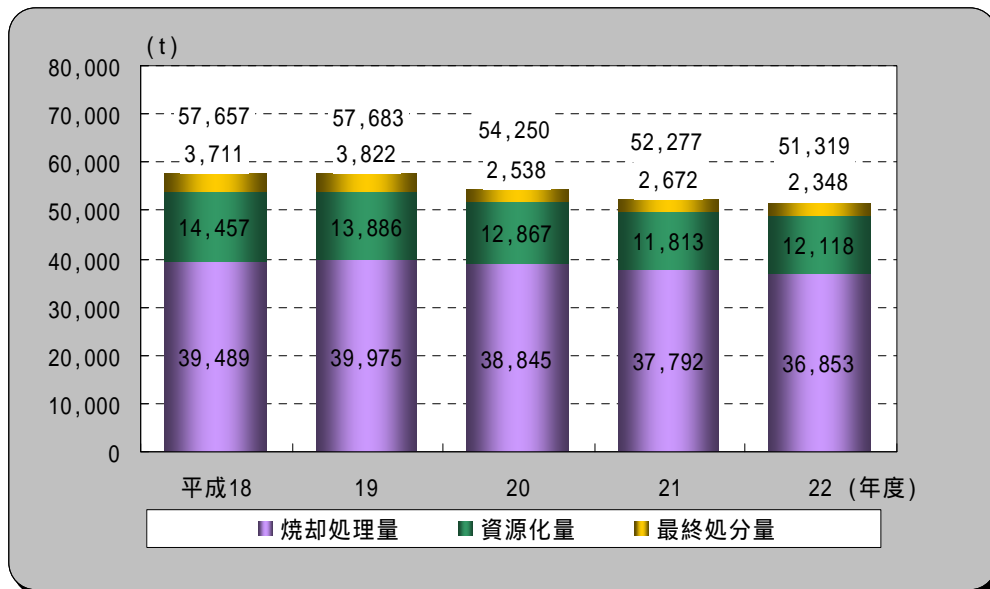


図3-2-4 自己搬入ごみの区分別割合(平成22年度)

ごみ処理量及び処分量の推移を図3-2-5に、平成22年度におけるごみ処理量及び処分量の割合を図3-2-6に示す。

本市で発生するごみの70%以上は焼却処理される。資源として出されるものは、発生量全体の5分の1程度である。



注)本図は、ごみ発生量を処理・処分の区分別に割り振ったもの。

図3-2-5 ごみ処理・処分量の推移

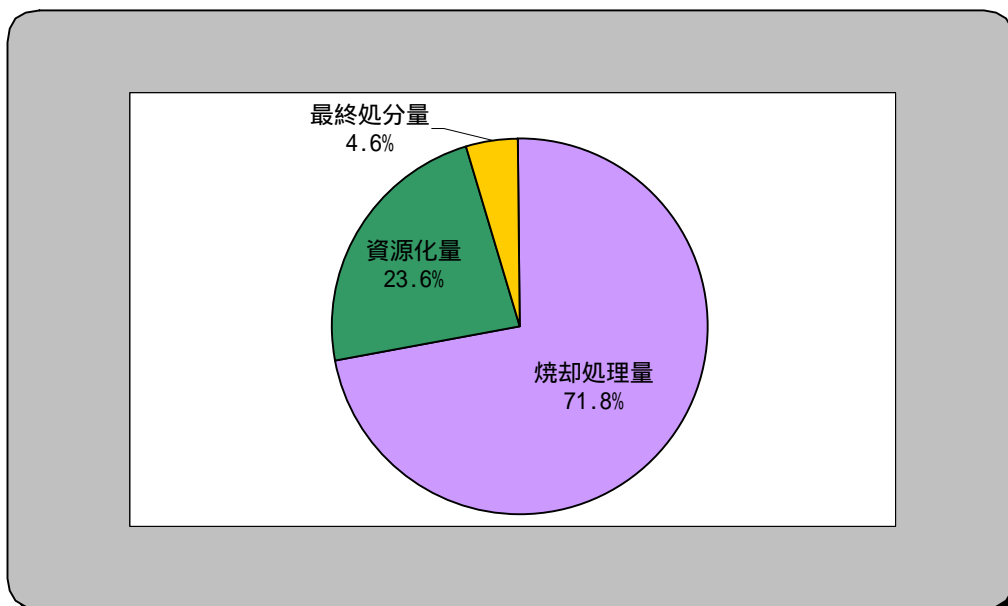


図3-2-6 ごみ処理・処分量の割合(平成22年度)

2-3 ごみの性状

ごみの乾燥状態の種類組成を図3-2-7に、ごみの三成分及び低位発熱量*の推移を図3-2-8に示す。

ごみ質調査は、可燃ごみについて年4回実施されている。種類組成は重量割合であり、図3-2-8に示す可燃分と灰分の部分を種類ごとに分けたものである。過去5年間の調査結果の平均では、紙・布類が50%以上を占めている。ただし、実際に排出される際には水分を含んだ状態で、水分だけで50%程度を占め、そのほとんどはちゅう芥類(台所ごみ)に由来している。排出段階の湿潤状態での重量割合は、2分の1がちゅう芥類、4分の1が紙・布類ということになる。

発熱量等の推移では、経年変化に目立った傾向は見られない。

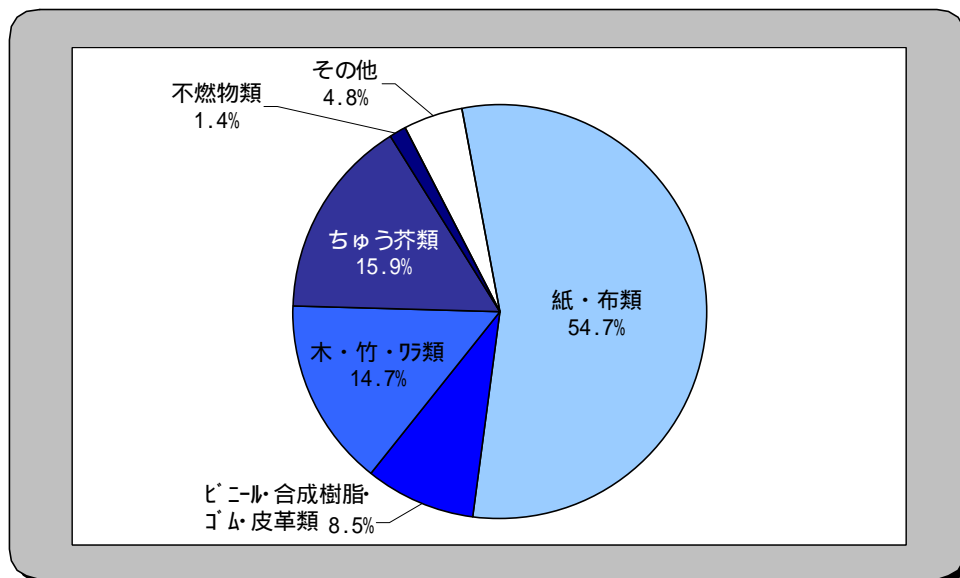


図 3-2-7 ごみの種類組成(5年平均)

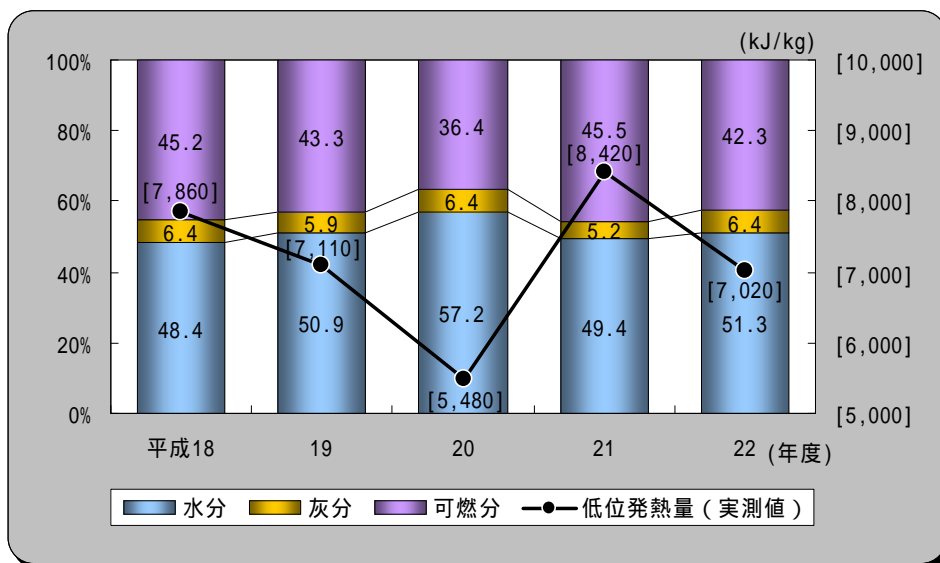


図 3-2-8 ごみの三成分及び低位発熱量の推移

2-4 ごみの減量化・再生利用の実績

2-4-1 資源にするごみの分別収集

資源にするごみを分別収集して、再生利用の促進を図っている。資源にするごみの分別区分を表3-2-1に示す。

表3-2-1 資源にするごみの分別区分

分別の区分	内容
空き缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶(使い切り、穴をあけたもの)
空きびん	白色びん、茶色びん、その他の色のびん(青・黒・緑等)
ペットボトル	飲料用、調味料用等
廃食用油	植物性食用油
プラスチック製容器包装	プラスチック製の包装フィルム、ネット、袋、カップ、パック、トレイ、チューブ、ボトル、キャップ、緩衝材(商品をはめ込むもの、包むものなど)等
金物・小型電化製品	小型電化製品、金属を使用している商品等
有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計等
古紙	新聞紙(広告を含む)、段ボール、雑誌・雑紙

資源にするごみの収集量の推移を図3-2-9に示す。全体的に収集量が減少している中で、金物・小型電化製品と古紙の減少が著しい。金物・小型電化製品については、民間の資源化業者によるリユース・リサイクルを利用する市民が増え、市の収集量が減少していると考えられる。古紙については、古紙リサイクルステーションの利用が進んでいるため、市の収集量が減少していると考えられる。なお、廃食用油については別途記載する。

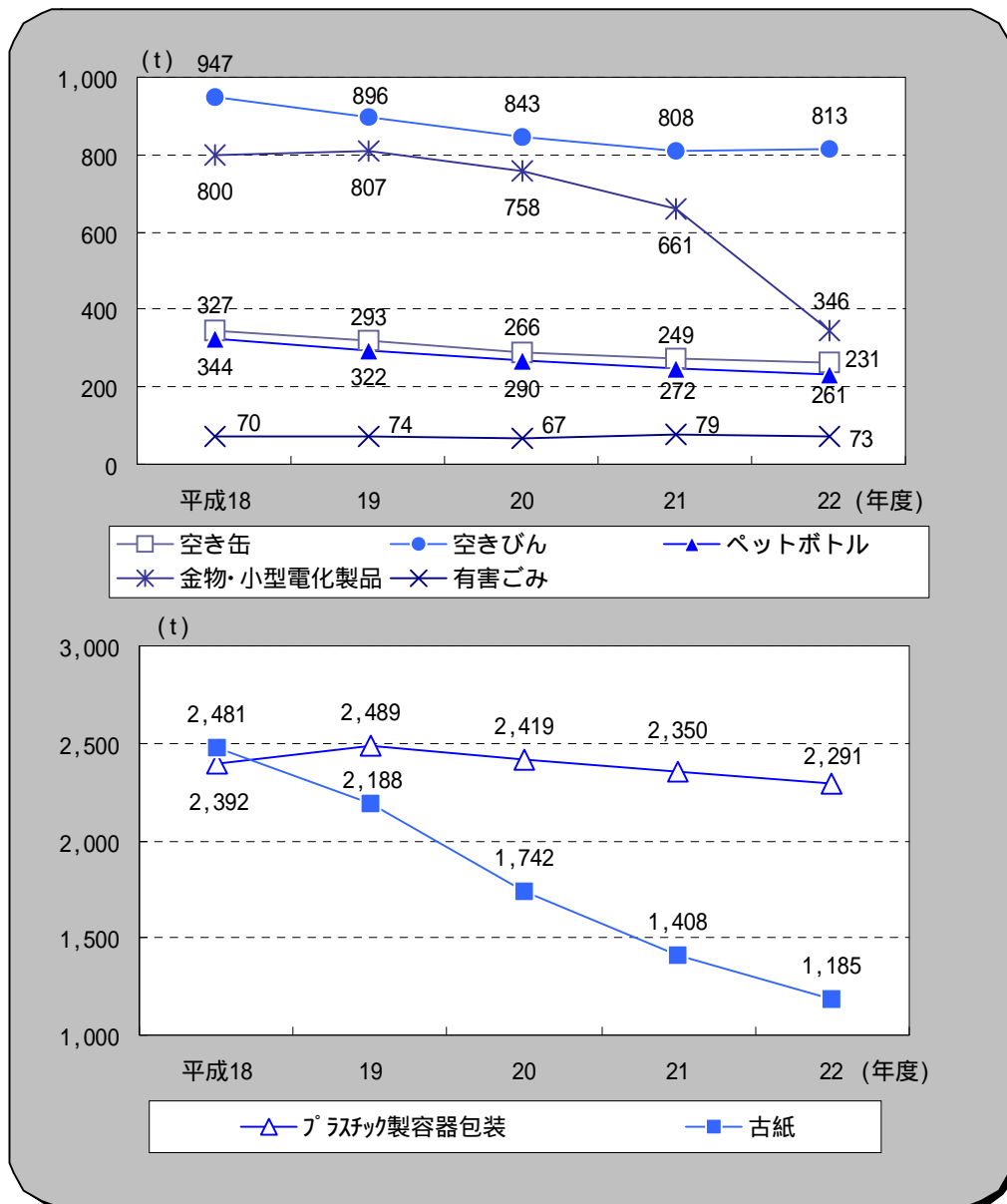


図 3-2-9 資源にするごみの収集量の推移

2-4-2 リサイクルステーション

勤務等の都合で決められた時間にごみを出せない市民のために、日曜日等にリサイクルステーションを開設して資源にするごみの受け入れを行っている。回収場所を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 リサイクルステーション設置場所

地域	場所		受入日	受け入れ時間
磐田	磐田市クリーンセンター	刑部島 301	市役所開庁日	8:30 ~ 17:15
			第1日曜日	9:00 ~ 11:00
福田	福田交番西向かい	福田 2483	第2日曜日	9:00 ~ 11:00
竜洋	竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1	第3日曜日	9:00 ~ 11:00
豊田	豊田支所北側駐車場	森岡 150	第4日曜日	9:00 ~ 11:00
豊岡	豊岡支所駐車場	下野部 48	第3日曜日	9:00 ~ 11:00

注) 受入日、時間は平成 23 年度の予定。1 月の磐田地区は第 2 日曜日。

2-4-3 古紙拠点回収

各地域の福祉団体、市内の古紙事業者及び本市が協働して古紙の拠点回収を平成22年度から実施している。対象品目は、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パックである。回収場所を表3-2-3に示す。

表3-2-3 古紙回収拠点設置場所

地域	場 所		受入日	受け入れ時間
磐田	あい i プラザ（総合健康福祉会館）駐車場東側	国府台 57-7	月～土曜日	8:30～17:15
福田	福田図書館駐車場	福田 1552-1	月～土曜日	8:30～17:15
竜洋	竜洋支所駐車場	岡 729-1	月～金曜日	8:30～17:15
豊田	豊田支所東側防災倉庫前駐車場	森岡 150	月～金曜日	8:30～17:15
豊岡	太陽の家施設前	敷地 83-12	月～金曜日	8:30～17:15

注)平成23年4月1日現在

2-4-4 古紙リサイクルステーション

市内の大型店や古紙回収業者がコンテナボックス等を常設し、古紙の回収を行っている。対象品目は新聞紙・雑誌・雑紙・段ボール・牛乳パックである。回収場所を表3-2-4に示す。

表3-2-4 古紙リサイクルステーション設置場所

地域	場 所		受入日	受け入れ時間
磐田	カインズホーム磐田店	上岡田 860-1	毎日	9:30～20:00
	ジャンボエンチョー磐田店	西貝塚 550-1	毎日	9:30～19:30
	マックスバリュ磐田西貝塚店	西貝塚 3690	土・日曜日	9:00～16:00
	松岡紙業(株)磐田営業所	西島 549-2	毎日	24時間
	(有)やまや伊藤商店	国府台 634-1	毎日	8:00～17:00
福田	-	-	-	-
竜洋	(株)兼子浜松営業所	南平松 1-3	月～土曜日	8:00～17:00
	(株)山治紙業磐田営業所	駒場 7177-1	月～土曜日	9:00～11:00
	竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1	土・日曜日 (祝日を除く)	9:00～11:00
豊田	-	-	-	-
豊岡	カインズホーム磐田豊岡店	下神増 93	毎日	8:00～20:00

注)平成23年4月1日現在

2-4-5 古紙等資源集団回収事業奨励金制度

市内から出る古紙や空きびん、空き缶、古布を集団で回収する団体に対して、回収量に応じ奨励金(4円/kg)を交付している。実施日程を本市のホームページにも掲載し、市民へ協力を呼び掛けている。資源集団回収量の推移を図3-2-10に示す。この5年間は減少傾向が続いている。上記、古紙リサイクルステーションの利用拡大が影響していると考えられる。

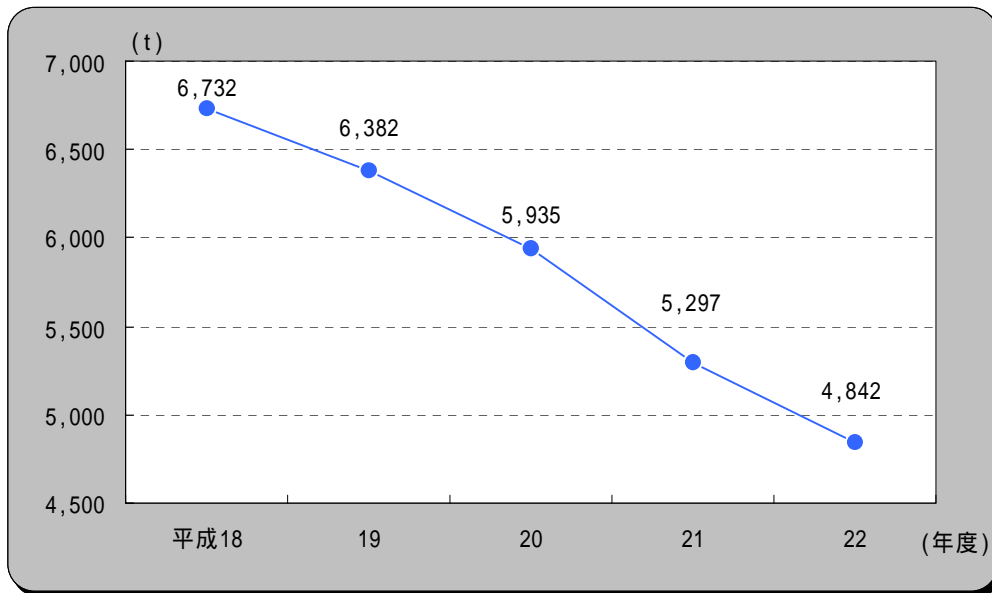


図 3-2-10 資源集団回収量の推移

2-4-6 生ごみの堆肥化

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ堆肥化容器を設置した家庭に補助金を交付している。補助額を表 3-2-5 に、補助台数の推移を図 3-2-11 に示す。以前は生ごみ処理機(電気式)についても補助の対象としていたが、平成 21 年度で交付制度を終了した。

表 3-2-5 生ごみ堆肥化容器設置費補助額

種類	補助額	限度額	対象数
生ごみ堆肥化容器	購入額の 2 分の 1 (100 円未満切り捨て)	3,000 円 / 基	1 世帯 2 基まで

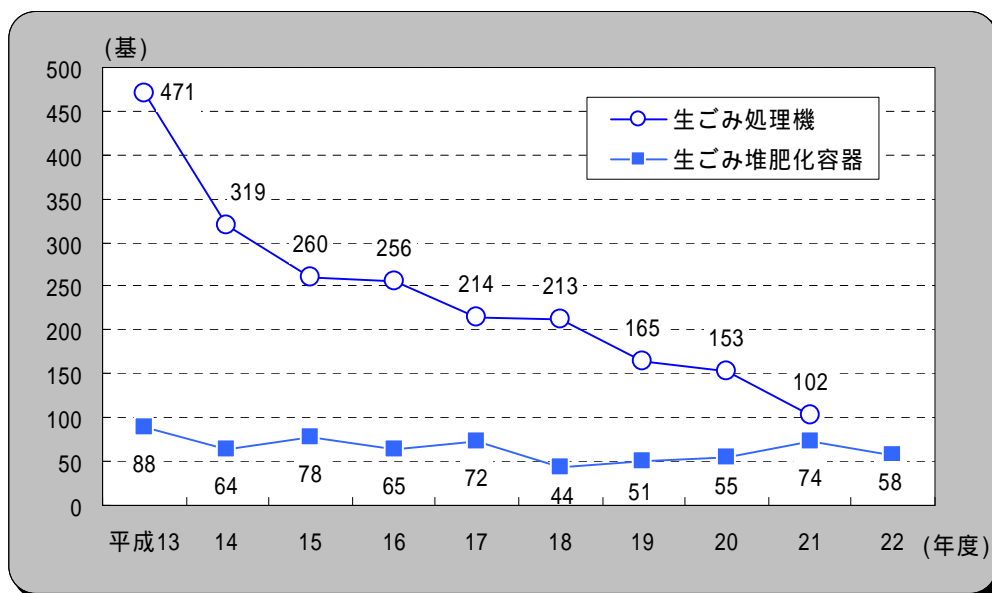


図 3-2-11 生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器設置費補助台数

2-4-6 廃食用油の回収

家庭で使用済みとなった廃食用油(植物性に限る)を資源として毎月1回収集し、可燃ごみの減量と河川などの汚染防止を推進している。回収した廃食用油は、BDF(バイオディーゼル燃料)に精製して軽油の代替燃料として現在市が所有する6台の車両に使用している。

本事業は、平成12年度にモデル地区において回収を開始し、その後、回収地区を増やし、平成20年度からは全市を対象に回収するようになった。

廃食用油の回収量の推移を図3-2-12に示す。

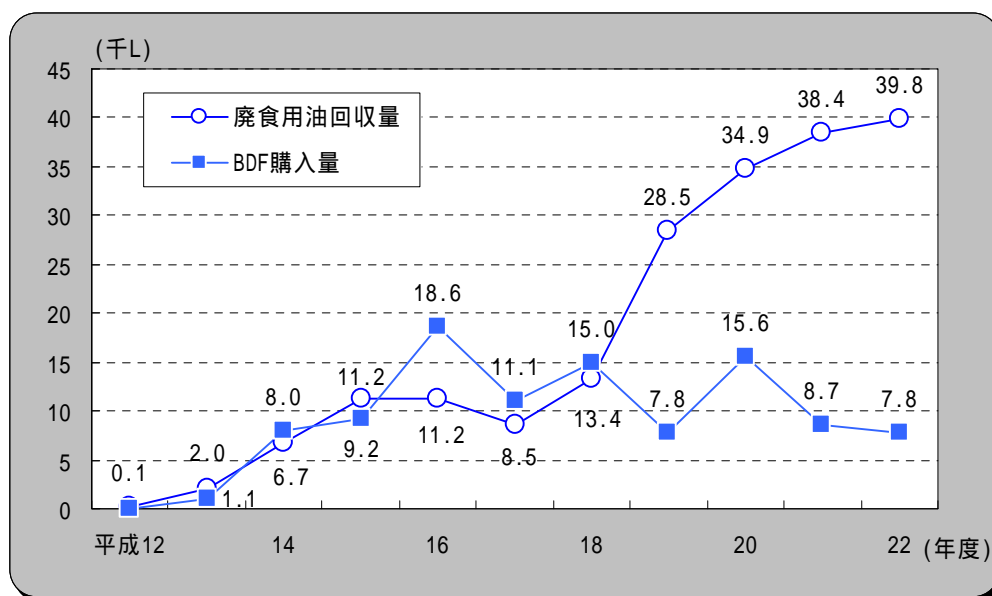


図3-2-12 廃食用油の回収量の推移

2-4-7 剪定枝等のチップ化

磐田市クリーンセンターでは、搬入された剪定枝等の木くずを選別し、破碎機でチップ化している。生成したチップはチップヤードに保管し、市民が自由に持ち帰ることができるようにしている。チップヤードの状況を図3-2-13に示す。



図3-2-13 チップヤードの状況

2-4-8 リサイクルバンク

平成12年7月から市の事業として無料で実施していた不用品の提供と譲渡を仲介するリサイクルバンク「マガモ」は、平成21年4月からシルバー人材センターの単独事業として実施するようになった。扱う品目も子供服やベビー用品に特化している。市民から無償で譲り受けた子供服等の品を必要とする人に譲渡する際、事業継続の運営費として料金を徴収している。利用概念図を図3-2-14に示す。

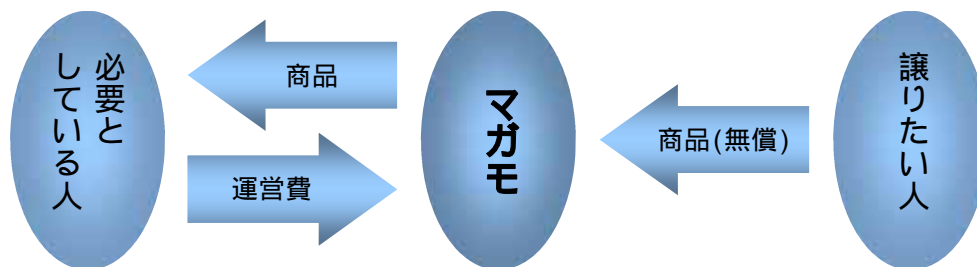


図 3-2-14 マガモの利用概念図

2-4-9 レジ袋の有料化

本市では、平成20年5月1日から市内業者と協定を結び、レジ袋の有料化を実施している。これは、レジ袋の削減を通じて地域全体の環境問題への意識が高まりごみ減量が推進されること、また二酸化炭素の削減や石油資源が節減され、地球温暖化防止対策につなげることを目的とした取り組みである。平成23年5月時点でのレジ袋有料化店は36か所、同月に調査した有料化店におけるレジ袋辞退率は1か月平均で94.2%であった。

$$\text{辞退率} = (\text{店舗全体客数} - \text{レジ袋購入客数}) \div \text{店舗全体客数}$$

2-4-10 広報啓発活動

市民への情報発信手段として、市のホームページ及び「広報いわた」を活用している。平成23年10月現在の市のホームページのうち「ごみ・リサイクル」ページのメニューは以下の通りである。

レジ袋の有料化	分別と出し方
自己搬入	粗大ごみの戸別収集
廃食用油の収集	古紙リサイクルステーション
家電リサイクル対象製品の処理	パソコンの処理
二輪車・自動車の処理	ごみ収集カレンダー
古紙等資源集団回収事業奨励金	生ごみ堆肥化容器設置費
夏休み親子ごみ探検教室	廃棄物減量化等推進審議会

2-4-11 磐田市生涯学習出前講座

出前講座は、市政についての解説等を市民が要望した場合、市民団体等が開催する集会等に市職員を講師として派遣する制度で平成20年度から実施している。平成23年度のメニューのうち、ごみ処理に関する講座及び参考として生活排水処理に関する講座を表3-2-6に示す。ごみ処理に関する講座の平成22年度実績は、開催26回、参加者数1,105人であった。

表3-2-6 平成23年度のごみ処理と生活排水処理に関する出前講座

ジャンル		講座名	内容	対象	時期
環境	22	考えよう!ごみ問題 はじめよう!リサイクル ～磐田市のごみ事情～	ごみの種類・品目とその分け方・出し方について、磐田市のごみ事情と今後の取り組み、分別回収の状況と今後の課題、資源回収とリサイクルについて説明する。	幼児から 一般市民・ 高齢者	通年
くらしと水	25	下水道でよみがえる! きれいな川・海 ～考えよう!あなたのまちな排水処理～	下水道と生活とのかかわりや、下水道の上手な使い方をとおして、水環境のリサイクルについて考える。浄化センターの見学もできる。	児童、 生徒、 学生、 一般市民	7～2月

2-4-12 夏休み親子ごみ探検教室

本市では、夏休みの時期に市内小学生とその保護者を対象として、ごみ処理施設の見学を行っている。見学でごみのリサイクルについての説明を聞いたり、分別ゲームに挑戦したりすることで、「ごみの分別がなぜ必要か」や「出したごみがどのように処理されるか」についての学習を行う。

平成23年度は8月8日と8月23日に開催し、24組64人が参加した。

2-4-13 会議体による審議

本市では、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、平成17年度から「磐田市廃棄物減量化等推進審議会」を設置している。この審議会では、本市のごみ施策の状況やごみ減量化の把握を行うとともに一般廃棄物処理計画及びごみ処理有料化等を議題としている。最近の磐田市廃棄物減量化等推進審議会の開催状況を表3-2-7に示す。

表3-2-7 磐田市廃棄物減量化等推進審議会の開催状況

名称	開催日	議題等
平成23年度 第1回	平成23年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度磐田市のごみ処理量等について 平成23年度磐田市のごみ処理施策について
平成22年度 第3回	平成23年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度一般廃棄物処理計画(案)について 平成22年度第2回審議会(視察研修)感想について クリーンセンター視察研修
平成22年度 第2回	平成22年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ごみ有料化先進地視察 新クリーンセンターの概要について
平成22年度 第1回	平成22年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度磐田市のごみ処理量等について ごみ処理の有料化について

また、磐田市環境基本条例に基づき、平成21年度から「環境市民会議」を設置している。この会議は、環境基本計画の策定の際に意見具申するほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する。環境全般を扱う会議であるため、廃棄物に関して議論する場合もある。これまでの磐田市環境市民会議の開催状況を表3-2-8に示す。

表3-2-8 磐田市環境市民会議の開催状況

名称	開催日	議題等
平成22年度 第2回	平成23年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度環境関連施策(環境指標)評価表について 新クリーンセンターの概要について 意見交換(テーマ:ごみの減量・資源化の推進について)
平成22年度 第1回	平成22年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び副会長の選出 平成22年度環境関連施策の実施状況について エコアクション21の取り組みの現状について 講話(テーマ:桶ヶ谷沼の生き物について) 意見交換 その他(会長から市長への意見書提出の新聞記事について)
平成21年度 第2回	平成22年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 磐田市環境関連施策(環境指標)評価表について エコアクション21の取り組みについて 意見交換(テーマ:磐田の環境について) 市長への意見書について 委員の任期(改選)について
平成21年度 第1回	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> 環境市民会議委員の委嘱状交付について 平成20年度第2回環境市民会議について 平成21年度環境関連施設の実施状況について 意見交換(テーマ:新エネルギー・省エネルギーについて)

2-4-14 グリーン購入基本方針

本市では平成15年度から「磐田市グリーン購入に関する基本方針」を定め、市役所等で使用する物品等の購入時に環境負荷のできるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することを推進している。重点的に推進する特定調達品目と平成23年度の調達目標を表3-2-9に示す。平成22年度の達成率は83.8%で前年より10.6ポイント増加した。

表3-2-9 特定調達品目と平成23年度の調達目標

品目名	調達目標
用紙類	100%
納入印刷物	100%
文具類	100%
機器類	100%
木製受注家具	100%
OA機器	100%
家電製品	100%
照明	100%
公用車	100%
制服・作業服	100%
インテリ・寝装	100%
作業用手袋	100%

2-5 ごみ処理の実績

2-5-1 収集・運搬の状況

(1) 収集区域

ごみの収集は、本市全域で実施している。

(2) 分別区分、排出方法等

平成23年度に実施しているごみ収集の分別区分、排出方法等を表3-2-10に、指定袋の内容を表3-2-11に示す。

表3-2-10 分別の区分、排出方法等

	分別の区分	内容	排出方法	収集頻度
燃や す ごみ	燃やせるごみ 台所ごみ類	台所ごみ、紙くず、木片、ふとん類など	指定袋(緑)又は 収集券貼付	週2回
	剪定枝・草	枝、草など		
資源に する ごみ	空き缶	アルミ缶、スチール缶、 スプレー缶(使い切り、穴をあけたもの)	回収容器 (かご)	月1回
	空きびん	白色びん、茶色びん、 その他の色のびん(青・黒・緑等)	コンテナ	月1回
	ペットボトル	飲料用、調味料用等	回収容器 (かご)	月1回
	廃食用油	植物性食用油	透明容器に入れ 回収容器に出す	月1回
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の包装フィルム、ネット、袋、カップ、パック、トレイ、チューブ、ボトル、キャップ、緩衝材(商品をはめ込むもの、包むものなど)等	指定袋(透明)	週1回
	金物・ 小型電化製品	小型電化製品、 金属を使用している商品等	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計等	専用容器	月1回
古紙	新聞紙(広告を含む)、段ボール、雑誌、雑紙	紙ひもでしばる	月1回	

表 3-2-10 続き

分別の区分		内容	排出方法	収集頻度
埋め立てるごみ	破碎ごみ	プラスチック製品、革製品、ゴム製品など	指定袋(透明)又は収集券貼付	月1回
	埋立ごみ	陶器、ガラス類、電球、ブロックなど	指定袋(透明)又は収集券貼付	月1回

表 3-2-11 指定袋の内容

用途		色	サイズ(マチ付き)		希望小売価格(20枚入り)税込み
一般家庭用	可燃	緑	特大	0.025 × 450 × 700	180 円
			大	0.025 × 400 × 630	150 円
			中	0.025 × 510 × 510	120 円
			小	0.025 × 240 × 400	80 円
	不燃	透明	大	0.030 × 400 × 630	180 円
			中	0.030 × 320 × 510	140 円
			小	0.030 × 240 × 400	100 円
			大(厚口)	0.040 × 400 × 630	220 円
収集券		1シート(収集券8枚分)		40 円	
事業所用	可燃	青	特大	0.025 × 650 × 700	200 円

注)平成23年4月1日現在

(3) 収集体制

燃やすごみの収集については、平成18年度までは直営収集を行っていたが、19年度からは全て民間委託に切り替えた。委託業者数は11社から平成20年度以降10社になった。許可業者数は最近5年間27社で変わらない。

収集量の推移を図3-2-15に、車両台数の推移を図3-2-16に、収集車両の積載量の推移を図3-2-17に示す。ごみの量は減少傾向にあるが、車両台数及び積載量は増加している。

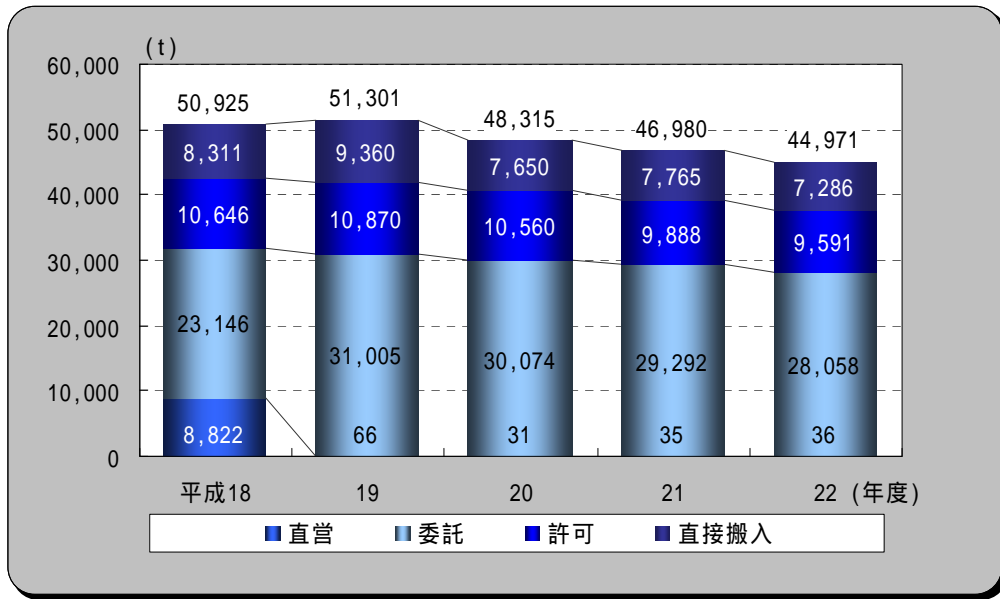


図 3-2-15 収集量の推移

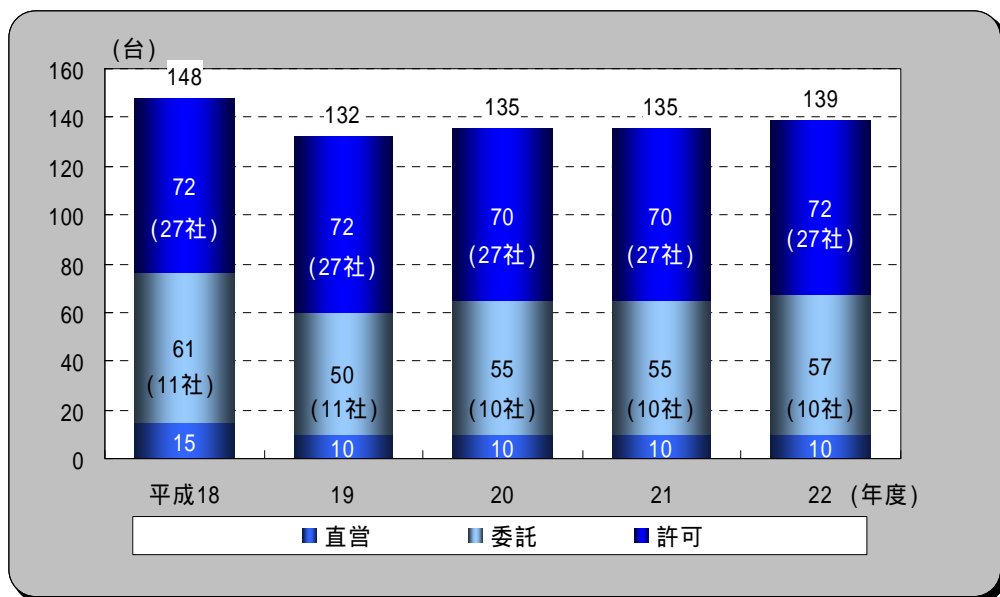


図 3-2-16 収集車両台数の推移

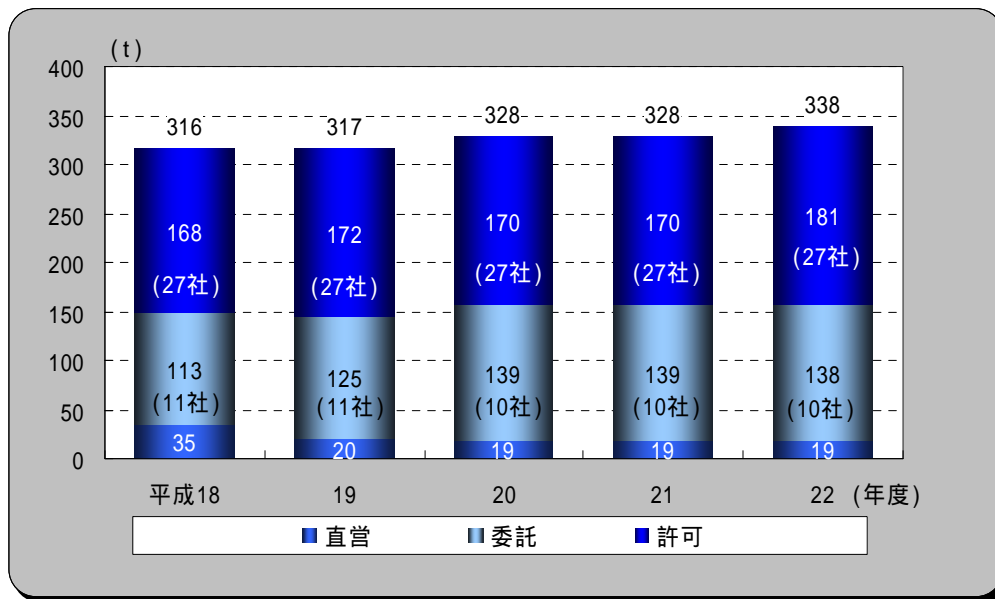


図 3-2-17 収集車両の積載量の推移

(4) 粗大ごみの戸別収集

ごみを運搬する手段のない家庭に限り、有料で戸別収集を実施している。戸別収集は電話による予約制とし、申込順に収集する日を決めている。制度の概要を表 3-2-12 に、申込件数の推移を図 3-2-18 に示す。

表 3-2-12 粗大ごみの戸別収集の概要

収集できるもの	たんす・ふとん・自転車・学習机・ベッド・オルガン・応接いす・マットレス・食器乾燥機・本棚・庭木の剪定枝など。 長さ 2m 以内、重さ 80kg 以下
収集料金	基本料金 1,000 円 + 収集物 1 個につき 200 円 (家電リサイクル法の対象品の場合) 粗大ごみ収集料金 + リサイクル料金 + 運搬料金 (1 個につき 1,050 円)
手数料の減免	身体障害者手帳の 1 級から 3 級までの手帳の交付を受けている方だけの世帯又は 70 歳以上の方だけの世帯 (共に世帯分離は除く) で民生委員の確認を得れば基本料金 (1,000 円) が免除

注)平成 23 年 4 月 1 日現在

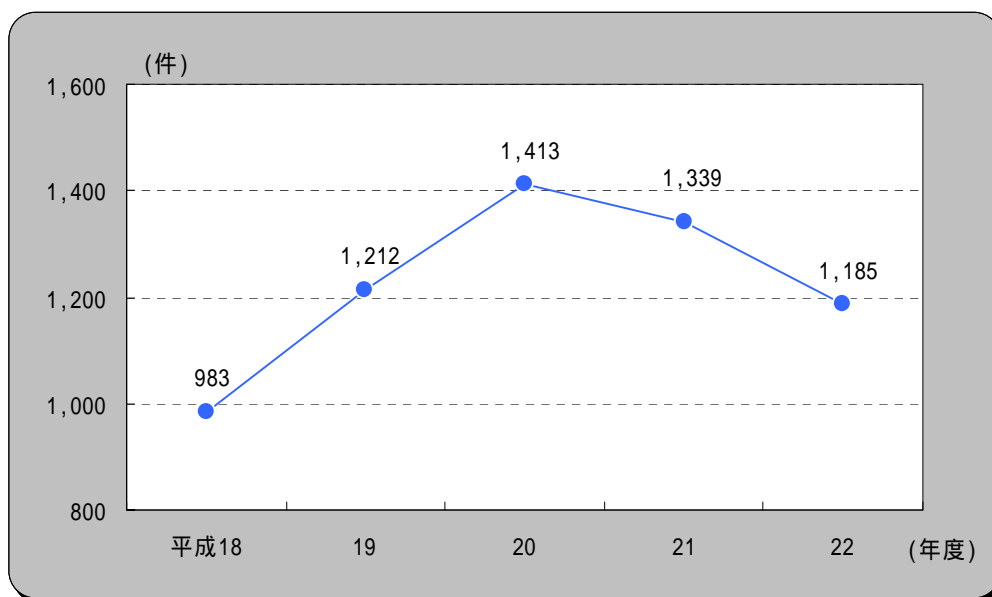


図 3-2-18 粗大ごみ戸別収集の申込件数の推移

(5) 保管施設

びん類及びペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づきストックヤードに保管し、一定量回収された段階で資源化業者に引き渡している。ただし、豊岡地区については遠距離に位置しているため、運搬効率を考慮して磐田広域リサイクルセンターには持ち込まず、委託業者が回収し、資源化している。保管施設の概要を表 3-2-13 に示す。

表 3-2-13 保管施設の概要

施設名称	磐田広域リサイクルセンター
所管	磐田広域環境整備事業共同企業体
構成事業所	(株)ハシト・(有)磐田クリーンサービス・磐南浄化槽(株)・(有)磐南クリーン・(有)磐南衛生社
所在地	磐田市小島 2309-1
敷地面積	2,448 m ²
保管品目	無色びん、茶色びん、その他の色のびん、ペットボトル
工期	着工 平成 11 年 8 月 竣工 平成 12 年 1 月
主要設備	ペットボトル減容機 300kg/h 1基 トラックスケール 秤量 30t 1式

(6) ごみ処理手数料

引越、片付け等で一時に多量に生じた一般廃棄物をごみ処理施設に自ら搬入する場合、ごみ処理手数料を徴収している。ごみ処理手数料の内容を表 3-2-14 に示す。

表 3-2-14 廃棄物の処理手数料

種 別	搬入先	単 位	金 額
燃やせるごみ	磐田市 クリーンセンター	総重量が 100 kg 未満のとき 10 kg につき	70 円
		総重量が 100 kg 以上のとき 10 kg につき	150 円
破碎ごみ 埋立ごみ	最終処分場	軽自動車、普通車及び最大積載量 0.5t 以下の車両	500 円
		最大積載量 0.5t を超え、1t 以下の車両	1,000 円
		最大積載量 1t を超え、1.5t 以下の車両	1,500 円
		最大積載量 1.5t を超え、2t 以下の車両	2,000 円
金物 小型電化製品 有害ごみ	中遠広域粗大 ごみ処理施設	軽自動車、普通車及び最大積載量 0.5t 以下の車両	500 円
		最大積載量 0.5t を超え、1t 以下の車両	1,000 円
		最大積載量 1t を超え、1.5t 以下の車両	1,500 円
		最大積載量 1.5t を超え、2t 以下の車両	2,000 円

注 1)平成 23 年 5 月 1 日現在。

2)ごみの総重量が 10kg 未満のとき又は 10kg 未満の端数があるときは、四捨五入して 10kg 単位で計算する。

3)上記の金額には消費税を含む。

2-5-2 中間処理の状況

(1) 可燃ごみの処理

本市では、燃やすごみ(可燃ごみ)の処理を磐田市クリーンセンターで実施している。磐田市クリーンセンターは、約 30 年間使用していた旧施設を更新し、平成 23 年 5 月から稼働した焼却施設で、灰溶融施設を併設している。処理能力は日量 224t で発電設備を備え、場内の電力の大部分をまかなうほか、余熱を利用し、温水を隣接する温水プール及び厚生会館に供給している。磐田市クリーンセンターの概要を表 3-2-15 に示す。

表 3-2-15 磐田市クリーンセンターの概要

施設名称	磐田市クリーンセンター
所在地	磐田市刑部島 301
敷地面積	約 19,000 m ²
工期	着手 平成 20 年 3 月 竣工 平成 23 年 4 月
設計・施工	日立造船株式会社
処理形式	ストーカ式焼却炉 + プラズマ式灰溶融炉
処理能力	焼却炉 224t/日(112t/日×2 炉) 灰溶融炉 15t/日×1 炉
発電電力	最大 3,000kW

表 3-2-15 続き



焼却量の推移を図 3-2-19 に示す。可燃ごみの収集量は平成 18 年度から、自己搬入量は平成 19 年度から減少を続けている。ピーク時からの減少量の割合は、収集で約 7%、自己搬入で約 12%である。

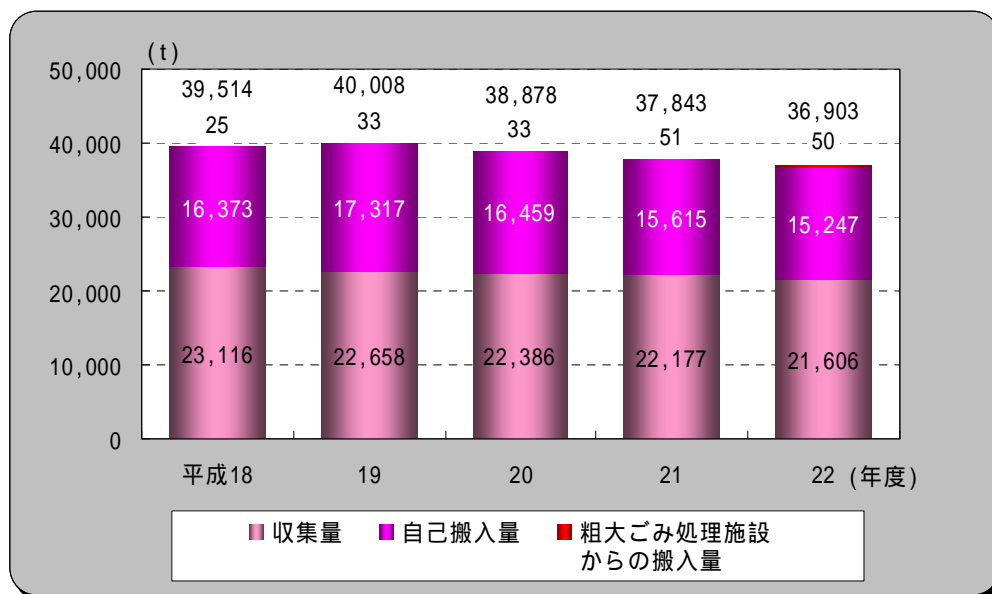



図 3-2-19 焼却量の推移

(2) 不燃ごみの処理

資源にするごみの一部及び埋め立てるごみの一部の処理を中遠広域事務組合の管理する中遠広域粗大ごみ処理施設で実施している。中遠広域粗大ごみ処理施設は平成9年1月から稼働し、本市のほか袋井市、森町のごみも受け入れている。対象物に応じて破碎、圧縮、梱包などの処理が行われている。中遠広域粗大ごみ処理施設の概要を表3-2-16に示す。

表3-2-16 中遠広域粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	中遠広域粗大ごみ処理施設	
所管	中遠広域事務組合	
所在地	磐田市新貝59-1	
敷地面積	17,000 m ²	
工期	着工	平成7年6月
	竣工	平成9年1月
設計・施工	川崎重工業株式会社	
処理方式	破碎	二軸せん断式破碎、衝撃せん断式破碎
	選別	磁力選別、風力選別
	圧縮	油圧プレス、油圧圧縮梱包
処理能力	49.2t/日	缶類 10t/5h 粗大ごみ 11.5t/5h 不燃ごみ 18.5t/5h 古紙 4t/5h 有害ごみ 1t/5h プラスチック製容器包装 4.2t/5h
		

粗大ごみ処理施設への搬入量の推移を図3-2-20に示す。平成18年度から徐々に減少していたが、平成22年度には大きく落ち込んでいる。金物・小型電化製品の収集量が極端に減少していることが原因である。

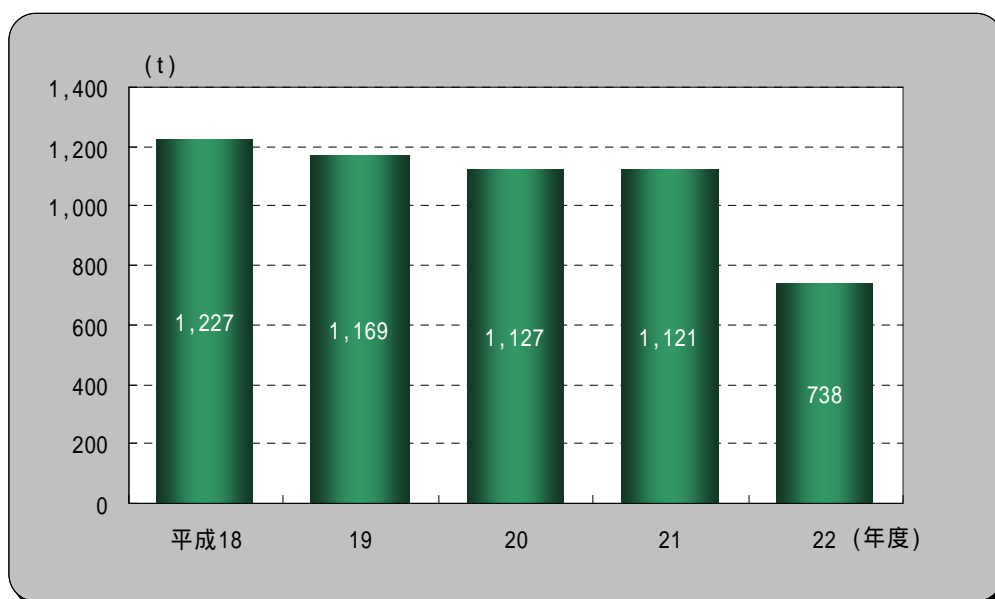


図 3-2-20 粗大ごみ処理施設への搬入量の推移

2-5-3 最終処分の状況

埋め立てるごみ(埋立ごみ・破碎ごみ)については磐田市一般廃棄物最終処分場及び磐田市竜洋最終処分場で埋立処分している。また、磐田市クリーンセンターで発生する飛灰等を中遠広域事務組合の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

磐田市一般廃棄物最終処分場、磐田市竜洋最終処分場及び中遠広域一般廃棄物最終処分場の概要をそれぞれ表 3-2-17 から表 3-2-19 に、最終処分量の推移を図 3-2-21 に示す。

磐田市一般廃棄物最終処分場では、平成 22 年度に通常よりも層の厚い最終覆土を一部で行ったため、例年より処分量が増加している。

表 3-2-17 磐田市一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	磐田市一般廃棄物最終処分場
所在地	磐田市藤上原 723-4
敷地面積	25,918.5 m ²
工期	着工 昭和 62 年 8 月 竣工 平成元年 3 月
施工	大林・山口建設工事特別共同企業体
施設規模	埋立面積 12,970.4 m ² 埋立容量 117,824.6m ³ (内廃棄物 92,257m ³) 残余容量 36,995m ³ (平成 22 年度末現在)
埋立対象物	埋立ごみ、破碎ごみ
埋立方式	準好気性埋立
埋立工法	サンドイッチ方式

表 3-2-17 続き

遮水方法	合成ゴムシート遮水 1.5 mm厚 遮光シート 10 mm厚
浸出水処理施設	施設規模 75m ³ /日平均 (465m ³ /日最大) 処理方式 回転円板法、凝集沈殿法、ろ過・活性炭吸着 施 工 浅野工事(株)
	

表 3-2-18 磐田市竜洋一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	磐田市竜洋最終処分場
所在地	磐田市大中瀬 951-7
敷地面積	27,000 m ²
工期	着工 平成 9 年 9 月 竣工 平成 11 年 3 月
施工	(株)浅沼組 名古屋支店
施設規模	埋立面積 13,700 m ² 埋立容量 20,000m ³ 残余容量 6,684m ³ (平成 22 年度末現在)
埋立対象物	埋立ごみ、破碎ごみ
埋立方式	準好気性埋立
埋立工法	セル・サンドイッチ方式
遮水方法	合成ゴムシート遮水
浸出水処理施設	施設規模 48m ³ /日 処理方式 凝集沈殿 + ろ過 施 工 (株)浅沼組 名古屋支店 (日立金属工事(株)名古屋事業所)

表 3-2-19 中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	中遠広域一般廃棄物最終処分場
所在地	周智郡森町一宮 3603-3
敷地面積	90,908 m ²
工期	着工 平成 16 年 7 月 竣工 平成 18 年 12 月
施工	大林・丸明建設工事特別共同企業体
施設規模	埋立面積 25,158 m ² 埋立容量 199,806m ³
埋立期間	平成 19 年 1 月～平成 28 年 12 月
埋立対象物	焼却残渣、不燃物
埋立方式	準好気性埋立
埋立工法	セル・サンドイッチ方式
遮水方法	二重遮水シート構造、電気式漏水検知システム
浸出水処理施設	処理能力 150m ³ /日 処理方式 加圧沈殿 + 生物処理 + 凝集膜処理 + ダイオキシン類分解 + 活性炭処理 + レート処理 施 工 共和化工(株)

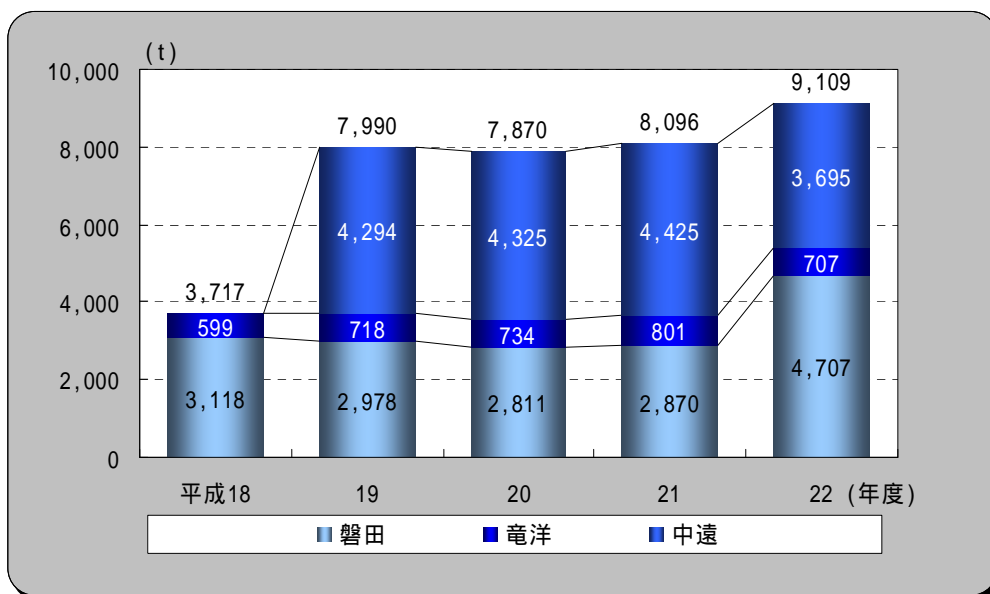
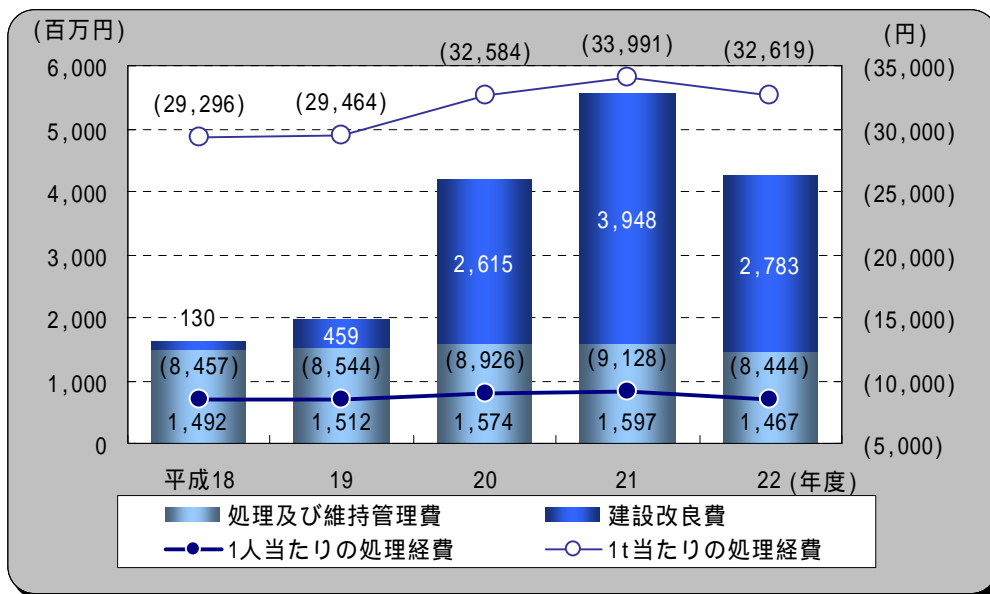


図 3-2-21 最終処分量の推移

2-6 ごみ処理に係る経費の状況

ごみ処理に係る経費の推移を図3-2-22に示す。平成20年度から22年度にかけては、磐田市クリーンセンターの建設費が計上されている。1人当たり及び1t当たりの処理経費については建設改良費を除く処理及び維持管理費のみで計算している。1人当たりの処理経費は年間8,400～9,200円、変動幅約10%で推移し、1t当たりの処理経費は年間29,300～34,000円、変動幅約16%で推移している。



注)1人当たり及び1t当たり処理経費は建設・改良費を除く。

図3-2-22 ごみ処理に係る経費の推移

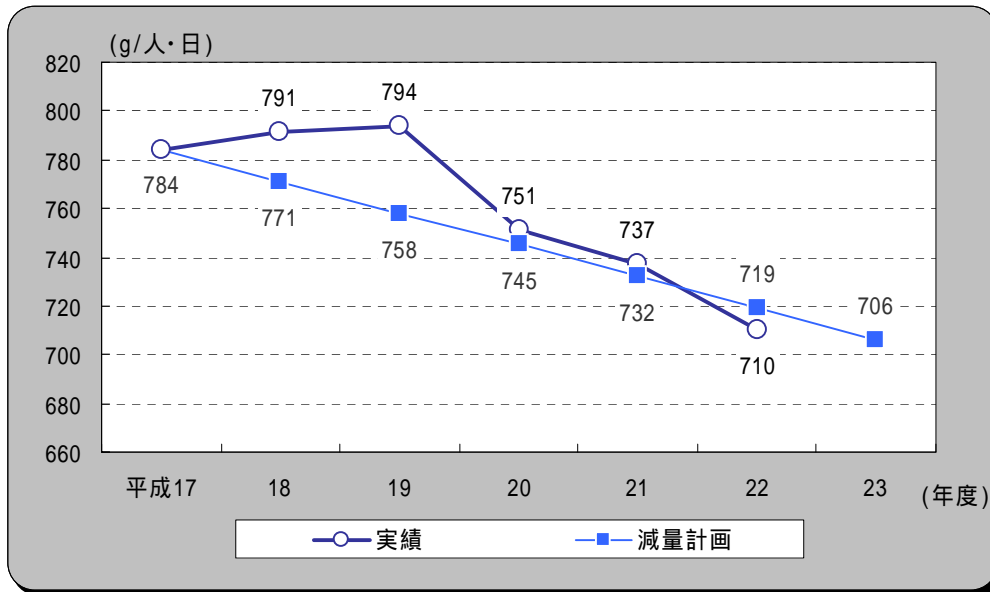
2-7 ごみ処理の評価

2-7-1 ごみ排出量原単位の評価

ごみ処理に関する指標として設定した一つのごみ排出量原単位について考察する。ごみ排出量原単位の実績とごみ減量行動計画の目標値との比較を図3-2-23に示す。

ごみ排出量原単位について、ごみ減量行動計画で平成23年度に706gという目標を設定した。これに対し実績は、平成19年度まで増加していたが、それ以降は減少に転じ、平成22年度には目標としていた減量ペースを下回ることができた。

データが公表されている平成21年度における国、県及び周辺自治体のごみ排出量原単位を表3-2-20に示す。本市の水準は、国、県、浜松市及び袋井市よりは低く、掛川市と同程度であり、比較的少ない方であるといえる。



注)減量計画 = ごみ減量行動計画

図 3-2-23 ごみ排出量原単位の実績とごみ減量行動計画の目標値との比較

表 3-2-20 国、県及び周辺自治体のごみ排出量原単位

自治体名	平成 21 年度の原単位
磐田市	737 g/人・日
国	919
静岡県	948
浜松市	910
掛川市	729
袋井市	832
森町	479

注 1)平成 21 年度実績。

2)本市は年度末現在の人口に基づき、その他は 10 月 1 日現在の人口に基づく。

2-7-2 ごみの資源化率の評価

ごみ処理に関するもう一つの指標として設定したごみの資源化率について考察する。ごみの資源化率の実績とごみ減量行動計画の目標値との比較を図 3-2-24 に示す。

ごみの資源化率について、ごみ減量行動計画で平成 23 年度に 32%という目標を設定した。これに対し実績は、平成 18 年度以降減少し続け、平成 22 年度には持ち直したものの 23.6%となり、目標より約 10 ポイント下回っている。

資源ごみは、古紙及び金物・小型電化製品の収集量が大きく減少し、集団回収量も減少している。この要因として、古紙類については利用実績をごみ量の統計に含めていない民間の古紙リサイクルステーションの活用が進んでいることが挙げられる。金物・小型電化製品については、民間の資源化業者によるリユース・リサイクルを利用する市民が増えているもようで、これも資源化率を下げる要因の一つとなっている。

他にも、本市では廃食用油のバイオ燃料化や焼却灰溶融スラグの土木資材活用が行われているが、これらの量も資源化量には含めていない。数字上は資源化率が減少しているが、実際にはリサイクル活動は盛んに行われている。

このように、資源化率は実態を反映する指標になっていない。

静岡県策定の第2次静岡県循環型社会形成計画においても、目標とする指標として、ごみ排出量原単位と最終処分量が設定され、資源化率は設定されていない。

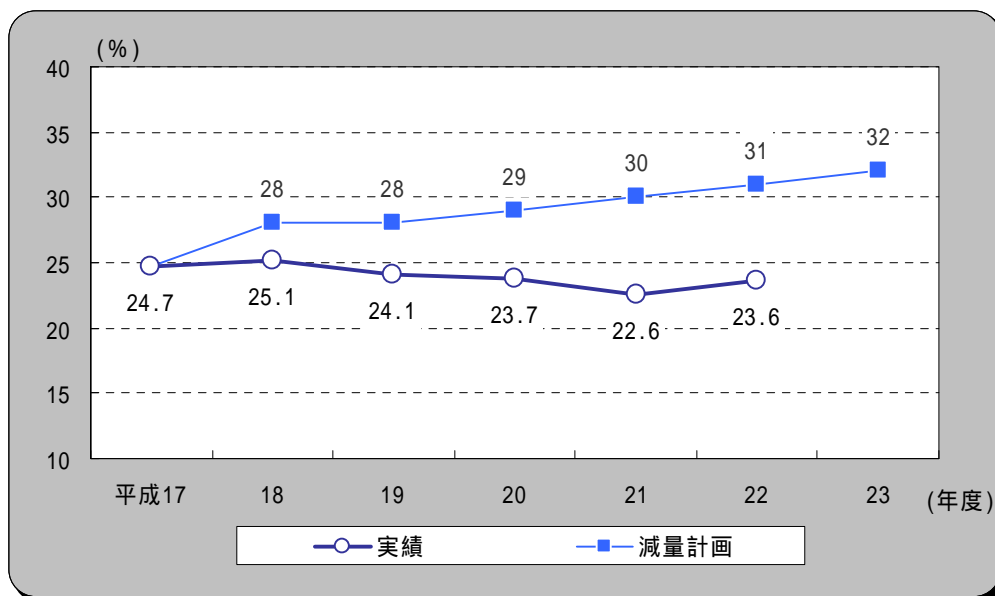


図 3-2-24 ごみの資源化率の実績とごみ減量行動計画の目標値との比較

2-7-3 ごみの減量・資源化施策の実施状況

ごみ減量行動計画で計画した施策の実施状況を表 3-2-21 に示す。計画した施策については、おおむね実施している。未実施の事業については、必要性を改めて検討する。

表 3-2-21 ごみ減量行動計画で計画した施策の実施状況

リユース対策
市民に対して

計 画	実施内容
「ごみのないまちに」の発行を通じ、ごみ減量、資源化に関する情報発信、啓発を行う。	「広報いわた」に掲載するようにした。
ごみ減量、資源化に関するイベントを開催する。	「ごみ探検教室」等を実施。
ごみ減量、資源化に関する助成制度を充実させる。	生ごみ堆肥化容器設置費補助、古紙等資源集団回収事業奨励金制度等を実施。
学校その他団体に対してごみ減量、資源化に関する学習会を開催する。	「磐田市生涯学習出前講座」のメニューを用意。
優秀団体の表彰、その団体に関する情報発信を実施。	実施していない。

事業者に対して

計 画	実施内容
事業者、各種団体にごみ減量、資源化に関する事業への協力を要請。	随時実施。
「プレサイクル宣言の店」への加入登録を推進し、加入店を市民に公表。	現在は実施していない。

リユース対策
市民に対して

計 画	実施内容
不用品バザー、フリーマーケット等の開催場所、日程などの情報を発信。	「広報いわた」に掲載するようにしている。
不用品バザー、フリーマーケット等の実施場所を提供。	公民館等を利用。
シルバー人材センター等の協力を得て、不要品を修理して販売できるようリサイクル施設の設置を検討します。	「マガモ」で一部実施。

リサイクル対策
市民に対して

計 画	実施内容
生ごみ処理 生ごみ処理機器等設置費補助金交付制度を引き続き実施。	制度を変更して実施。
公共施設への生ごみ処理機の設置を拡大。	新設はない。
生ごみ堆肥化に関する相談窓口を設け、指導、助言を行う。	特設はしていないが、相談には応じている。
コンポストバンクを設け、余剰堆肥を利用したい市民に斡旋する。	生ごみコンポストは実施していないが、破碎チップは市民に無料配布している。
資源集団回収の支援 支援拡充に努める。 奨励金制度を引き続き実施。	補助事業を継続。
市民団体が実施している資源集団回収の開催場所、日程などの情報を発信し、参加を呼び掛ける。	「広報いわた」に掲載するようにしている。
奨励金対象品目を追加。	対象品目は同じ。
登録団体数増加に努める。	市ホームページで募集している。
資源ごみの分別収集 分別収集への協力を呼び掛ける。	説明会の実施。
収集時に分別の指導を行う。	自治会で対応している。
外国人に正しいごみの分別の仕方を指導する。	アパート等入居時に家主を通じて実施。

2-8 ごみ処理の課題

2-8-1 ごみの発生量に関する課題

発生するごみの4分の3は可燃ごみであり、ごみの減量・再資源化を推進するためには可燃ごみの対策が必要である。

2-8-2 ごみの減量化・再生利用に関する課題

民間のリサイクル事業が盛んになっているが、その資源化量の実態が把握できず、把握できている数量だけで計算すると資源化率が低下していることになり、指標として実態と合っていない。

2-8-3 収集運搬に関する課題

古紙リサイクルステーションの利用が進み、本市が実施する古紙収集量が減少していることから、古紙収集を継続すべきか検討する必要がある。

分別が他品目にわたることから、外国人も含め転入者等に対して分別のルールを理解してもらい、正しい排出を促す必要がある。

2-8-4 中間処理に関する課題

更新した磐田市クリーンセンターが、その機能を十分に発揮し、安全かつ効率よく運転されるために、適切な維持管理に努めなければならない。

2-8-5 最終処分に関する課題

最終処分場の残余容量が減少しているため、新たな最終処分場の整備を検討する必要がある。

2-8-6 不法投棄に関する課題

山林、河川、海岸等、本市は不法投棄される可能性のある地形的特徴を多く抱えることから、不法投棄対策を講じなければならない。

2-8-7 災害廃棄物に関する課題

(1) 地震対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定外の未曾有の災害となり、大量のがれきが復興の妨げとなっている。本市においても東海、東南海、南海地震による大規模な被害が予想される地域にあり、これまでの想定を超える災害が起こり得ることを教訓として活かし、災害対策の見直しを進める必要がある。

(2) 風水害対策

地球規模の気候変動に起因すると見られる風水害の大規模化が深刻化している。平成23年9月21日にも大型台風15号の直撃を受け、家屋の損壊、庭木の風倒などが多数発生し、河川や海岸には大量の流木が漂着した。大量の災害廃棄物をどのように処理していくのか検討しなければならない。

3. ごみ処理基本計画

3-1 ごみの発生量及び処理量の見込み

中間目標年度(平成28年度)及び計画目標年度(平成33年度)におけるごみ発生量の見込みを図3-3-1に、ごみ処理量の見込みを図3-3-2に示す。

算出根拠の詳細は、「資料2 計画フレームの設定」に示す。

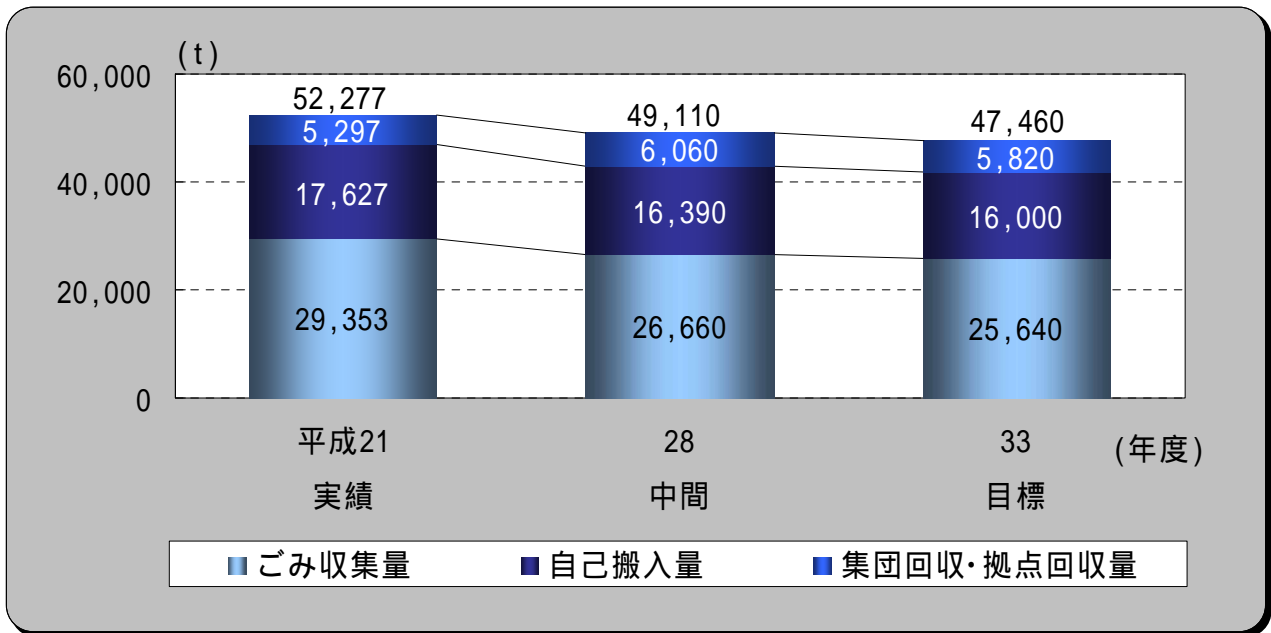
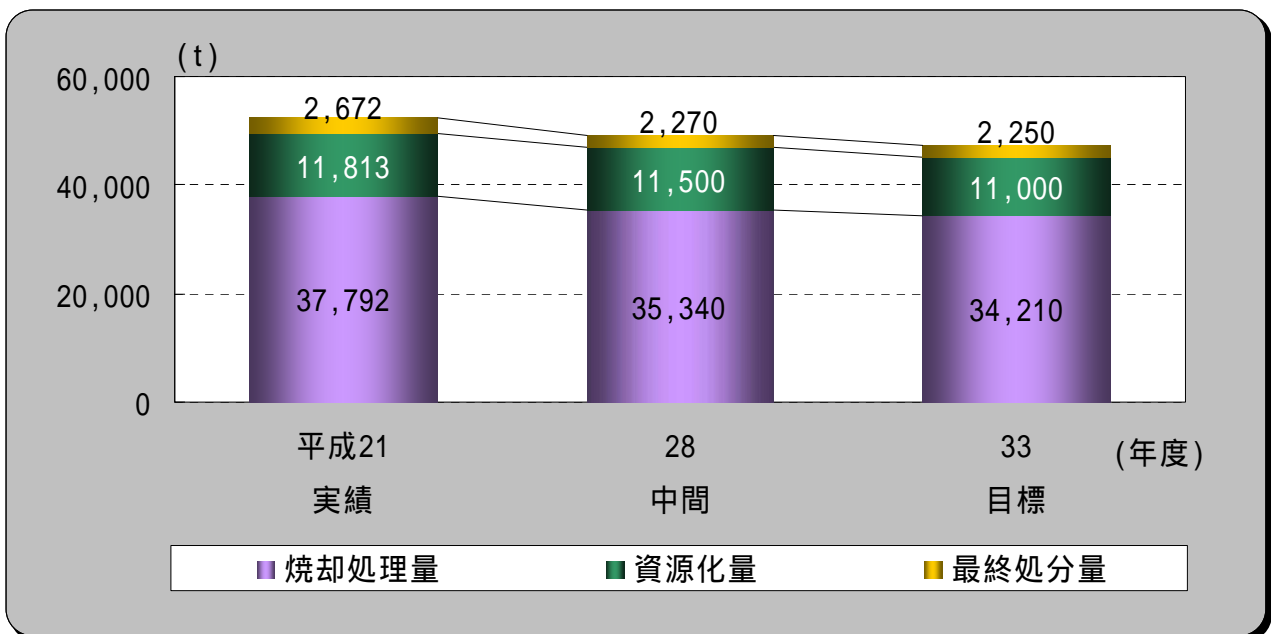


図3-3-1 ごみ発生量の見込み



注)本図は、ごみ発生量を処理・処分の区分別に割り振ったもの

図3-3-2 ごみ処理量の見込み

3-2 ごみの排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

3-2-1 ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を促進するために、行政と市民、事業者が適切な役割分担の下で積極的な取り組みを行うものとする。以下に各立場における役割を示す。

行政の役割

市内のごみ排出抑制・再資源化に関する普及啓発、情報発信、環境教育等を行うことによって、市民の自主的な取り組みを促進することとする。

市民の役割

自らの生活習慣、消費活動、各種事業への参加等を通じ、自らが排出するごみの排出抑制・再資源化に取り組むものとする。

事業者の役割

生産、加工、流通、販売等、自らの事業活動に際して自らが排出するごみの排出抑制・再資源化に取り組むとともに、自らが提供する製品等を創意工夫することにより、ごみの排出抑制・再資源化に努めるものとする。

3-2-2 行政の役割

(1) リデュース(発生抑制)対策

広報・教育・啓発活動

- ・磐田市生涯学習出前講座の実施。
- ・夏休み親子ごみ探検教室の開催。
- ・その他説明会、施設見学会、体験学習会等の実施。
- ・ごみ処理有料化の検討。
- ・生ごみ水切り運動の実施検討。
- ・市ホームページ、「広報いわた」を通じたごみの減量に関する情報発信。

(以下の施策についても行政からの情報発信源としては同じ。)

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

広報・教育・啓発活動

- ・バザー、フリーマーケット等の情報発信。
- ・リサイクルバンク「マガモ」の利用促進のための情報発信。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

分別収集の実施

- ・資源にするごみの分別収集実施。
- ・廃食用油の分別収集実施。
- ・リサイクルステーションの維持。
- ・古紙リサイクルステーション利用促進のための情報発信。
- ・雑紙等、利用の少ない資源の分別促進のための情報発信。

リサイクル(再生利用)

補助事業の実施

- ・生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付制度の継続。
- ・古紙等資源集団回収事業奨励金制度の継続。

リサイクル(再生利用)

処理施設における資源化

- ・磐田市クリーンセンターにおける剪定枝などの木くずのチップ化実施。
- ・磐田市クリーンセンターにおける灰溶融スラグ、メタルの有効利用。
- ・粗大ごみ処理施設における金属類の回収。

リサイクル(再生利用)

3-2-3 市民の役割

(1) リデュース(発生抑制)対策

消費活動において

- ・マイバッグの使用。
- ・簡易包装・詰替商品、個別売り、量り売りの選択。
- ・必要量の購入。
- ・長寿命商品の選択。

リデュース(発生抑制)

日常生活において

- ・物品の長期使用。
- ・食材の使い切り、食べ残しの削減、生ごみの水切り。
- ・ごみの排出抑制、再生利用に関するイベントへの参加。

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

消費活動において

- ・リサイクルバンク、バザー、フリーマーケット、リサイクルショップの利用。
- ・レンタル、リースの利用。

リユース(再使用)

日常生活において

- ・家電等を修理して長期使用。
- ・空き箱、古着等の他用途への再利用。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

消費活動において

- ・環境に配慮した商品、再生品の購入。
- ・環境に配慮した活動を行う事業者の商品等を購入。
- ・家電製品等の買い替え時に販売店での引取を利用。

リサイクル(再生利用)

日常生活において

- ・市の分別区分に従い正しくごみを排出。
- ・資源集団回収事業を利用。
- ・古紙リサイクルステーションを利用。
- ・コンポスト容器等を利用して生ごみを堆肥化。
- ・剪定枝、刈草等は処理施設でチップ化できるよう分別して排出。

リサイクル(再生利用)

3-2-4 事業者の役割

(1) リデュース(発生抑制)対策

販売店等の取り組み

- ・トレイやパックを使用しない量り売り、個別売りの実施。
- ・レジ袋の有料化。

リデュース(発生抑制)

製造業者等の取り組み

- ・包装材の少ない商品パッケージの開発。
- ・製造方法の工夫による材料の使い切り。
- ・適量生産による売れ残りの削減。

リデュース(発生抑制)

一般事業所の取り組み

- ・環境 ISO(14001)、エコアクション 21 認証におけるごみの減量目標の立案。
- ・ゼロエミッションの推進。
- ・文書の電子化推進。

リデュース(発生抑制)

(2) リユース(再使用)対策

販売店等の取り組み

- ・繰り返し使用できる容器を使用した商品の販売。
- ・詰替商品の販売。
- ・家電製品等の耐久消費財の修理を受け付け。

リユース(再使用)

製造業者等の取り組み

- ・ 繰り返し使用できる容器を使用した商品、詰替商品の開発。
- ・ 耐久性のある商品、修理しやすい商品の開発。
- ・ 修理体制の構築。
- ・ 部品等の再利用促進。

リユース(再使用)

(3) リサイクル(再生利用)対策

販売店等の取り組み

- ・ 環境に配慮した商品、再生品の販売。
- ・ チラシ、包装紙等に再生紙を使用。
- ・ 資源の回収拠点を設置。

リサイクル(再生利用)

製造業者等の取り組み

- ・ 再生原料を使用。
- ・ 再生品の品質改善、コストダウン化。
- ・ 分別しやすい商品設計、リサイクルマーク等の識別表示。

リサイクル(再生利用)

一般事業所の取り組み

- ・ 環境に配慮した商品、再生品の購入。
- ・ 事業所内での分別実施、資源化業者への引き渡し。

リサイクル(再生利用)

3-3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

3-3-1 分別区分検討に当たっての基本方針

ごみを資源化するためには、排出段階からの分別が重要である。ただし、分別や資源化に消費するエネルギーを考慮に入れ、その最小化に努めなければならない。また、市民に対しても分ける手間、保管場所の確保など負担になる。分別区分の変更に際しては、市民からの意見も十分に聞き、慎重にすすめることとする。

本市の分別区分は、容器包装など幅広く取り入れているため、当面は現状のままとする。

今後は近隣市町の動向ほか社会情勢も見ながら、分別区分変更の必要性について検討していくものとする。分別区分ほか分別計画の概要を表3-3-1に示す。

なお古紙類については、古紙リサイクルステーション、資源集団回収等の民間活動でも回収しているが、運搬手段を持たない高齢者世帯や、少子化の影響で集団回収のできない学校もあることから、市の収集を継続するものとする。

表3-3-1 分別計画の概要

分別の区分		内 容	排出方法	収集頻度
燃や す ご み	燃やせるごみ 台所ごみ類	台所ごみ、紙くず、木片、ふとん類など	指定袋(緑)又は 収集券貼付	週2回
	剪定枝・草	枝、草など		
資 源 に す る ご み	空き缶	アルミ缶、スチール缶、 スプレー缶(使い切り、穴をあけたもの)	回収容器 (かご)	月1回
	空きびん	白色びん、茶色びん、 その他の色のびん(青・黒・緑等)	コンテナ	月1回
	ペットボトル	飲料用、調味料用等	回収容器 (かご)	月1回
	廃食用油	植物性食用油	透明容器に入れ 回収容器に出す	月1回
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の包装フィルム、ネット、袋、カップ、パック、トレイ、 チューブ、ボトル、キャップ、緩衝材(商品をはめ込むもの、包むものなど)等	指定袋(透明)	週1回
	金物・ 小型電化製品	小型電化製品、 金属を使用している商品等	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計等	専用容器	月1回
	古紙	新聞紙(広告を含む)、段ボール、雑誌、雑紙	紙ひもでしぼる	月1回
埋 め 立 て る ご み	破碎ごみ	プラスチック製品、革製品、ゴム製品など	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回
	埋立ごみ	陶器、ガラス類、電球、ブロックなど	指定袋(透明)又は 収集券貼付	月1回

注)現状と同じ。

3-4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

3-4-1 収集運搬計画

(1) 収集運搬の基本方針

ごみの収集運搬は地域に密着したものであることから、市民の理解と協力のもと効率的な収集を行うことのできる体制を構築し、住民サービスの向上を目指すものとする。

(2) 収集運搬主体

一般家庭から排出されるごみの収集業務は、民間業者へ委託する。

廃食用油の収集及び粗大ごみの戸別収集については、直営収集とする。

一般家庭から多量に発生する引越ごみ等及び規定の大きさを超える粗大ごみは自己搬入とする。

自己搬入の手段を持たない者に対しては、本市が戸別収集を有料で実施する。

事業系一般廃棄物は、自己搬入又は本市が許可した業者により収集する。

(3) 収集区域

収集区域は、市全域とする。

委託業者の収集範囲は、現状の範囲を維持する。収集量の変化、事業者側の経営方針の変化など事業範囲を変更する必要が有れば随時検討する。

(4) 排出場所

各地区所定のごみステーションとする。

(5) 分別区分、排出容器、排出頻度

収集区分は、前記 3-3 に示した通り現状のままとし、排出容器等、排出頻度についても同様とする。

(6) ごみの計画収集量

ごみの計画収集量を図 3-3-3 に示す。

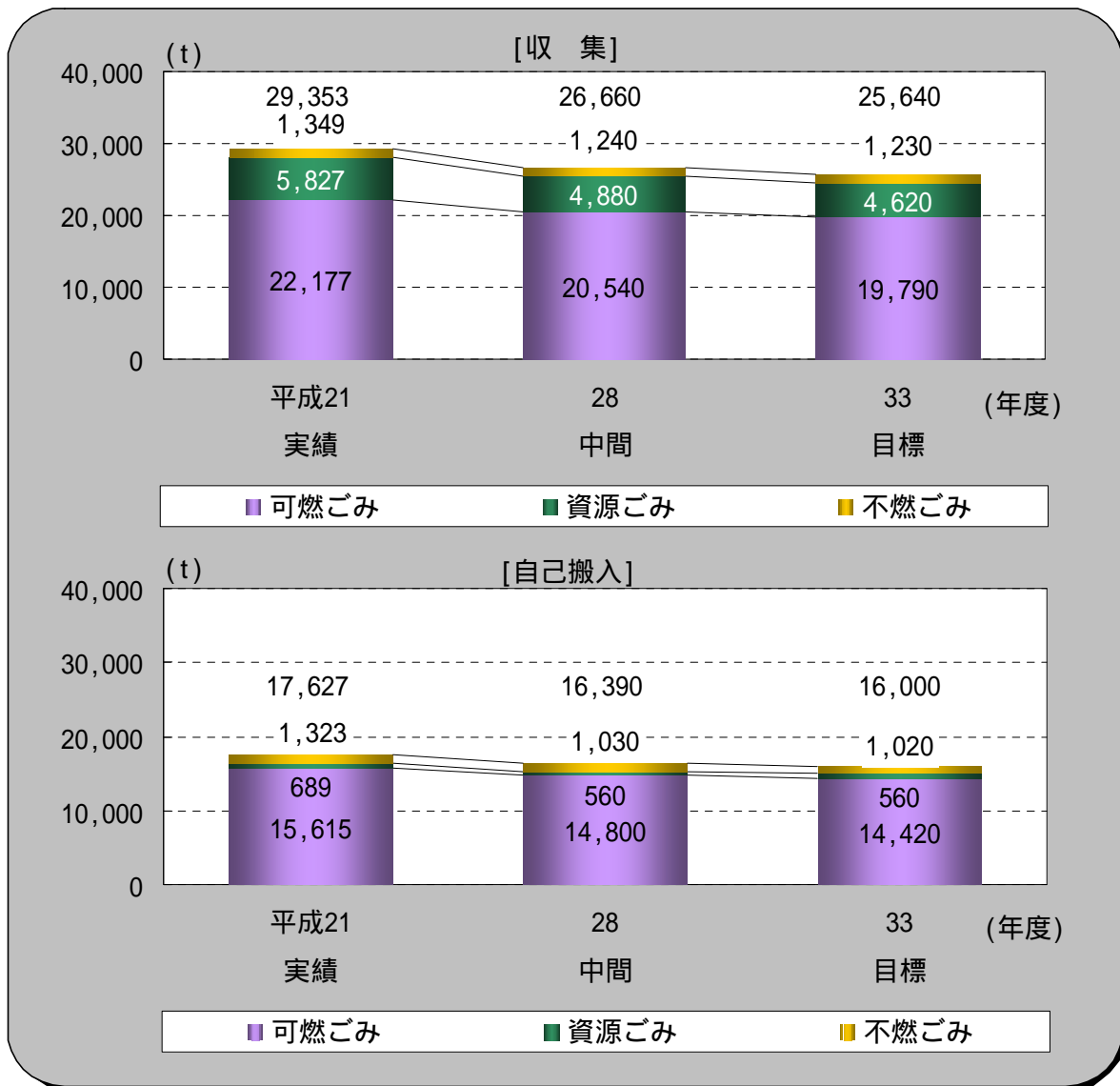


図 3-3-3 ごみの計画収集量

3-4-2 中間処理計画

(1) 中間処理の基本方針

市民の協力のもと廃棄物の排出抑制に努めるが、それでもなお排出される廃棄物については、処理に係るエネルギーの少ない方法を優先して資源化を図る。

燃やすごみについては、衛生処理及び減容化の観点から焼却処理を行うが、その際に発生する熱エネルギーの有効利用を図る。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法を表3-3-2に示す。

表3-3-2 中間処理の方法

施設名称	事業主体	処理対象物	処理方法	処分方法
磐田市 クリーンセンター	磐田市	・台所ごみ類 ・燃やせるごみ ・粗大ごみ処理施設で発生する破碎残渣	焼却	スラグの資源化 残渣は埋立
		・剪定枝・草	破碎 (チップ化)	資源化
中遠広域 粗大ごみ処理施設	中遠広域 事務組合	・金物 ・小型電化製品 ・自転車	破碎・選別・圧縮	金属の資源化 残渣は埋立
		・有害ごみ (水銀を含むもの)	破碎・梱包	資源化
		・プラスチック製 容器包装	圧縮・梱包	資源化
磐田広域 リサイクルセンター	磐田広域 環境整備事業 共同企業体	・ペットボトル	圧縮・梱包	資源化

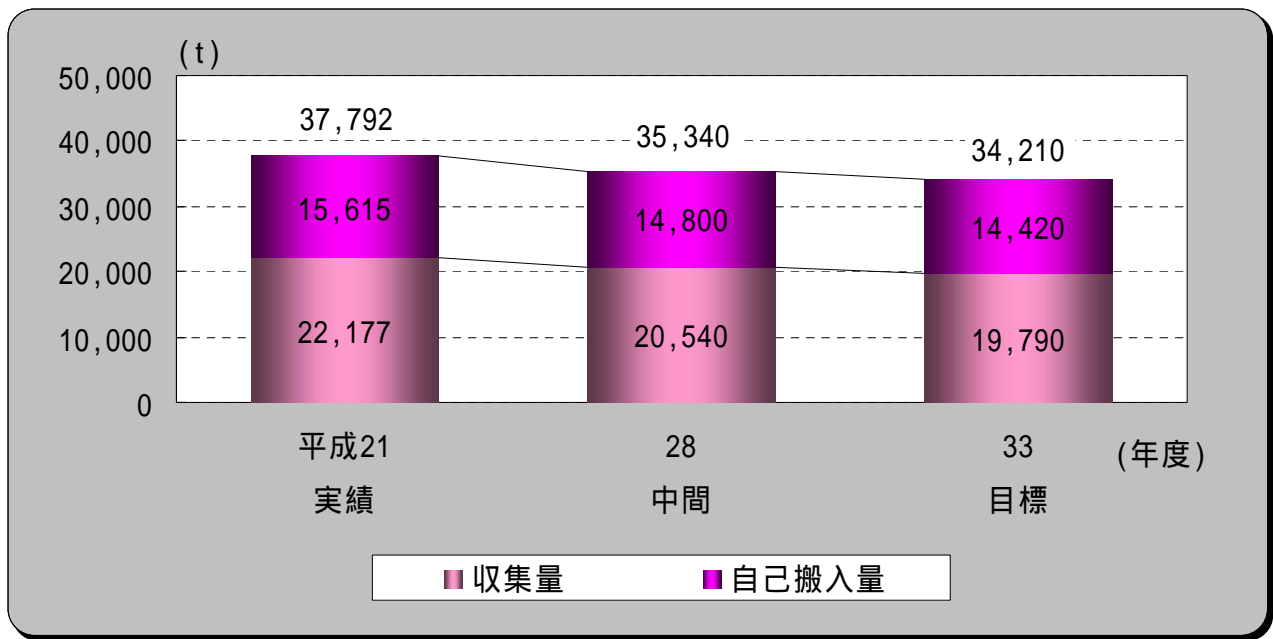
(3) 処理施設の維持管理

施設運営に当たって環境保全に十分配慮し、精密機能検査、ばい煙測定等の定期的な検査により運転管理の適正さや公害防止装置の能力を把握し、常に最良な状態で運転する。

また、日常的な機器の点検、整備を行い、老朽化等の能力低下が予見される場合には、機器や設備の新設、更新を図り、その能力が発揮できるようようにする。

(4) 計画処理量

中間処理のうち焼却処理の計画処理量を図3-3-4に示す。



注)上記の他に粗大ごみ処理施設で発生する破碎残渣を約 50t 処理する。

図 3-3-4 ごみの計画処理量(焼却)

3-4-3 最終処分計画

(1) 最終処分の基本方針

ごみの排出抑制、再資源化を促進した上で、技術的、経済的、効率的（エネルギー消費など）にみて資源化が困難なものについては減容化、安定化を図り、最終処分場に埋立処分する。

本市が所有する最終処分場は残余容量が減少していることから、排出抑制及び再資源化により最終処分量を可能な限り少なくし延命化に努めるものとする。

本市最終処分場が終了した後にも最終処分を円滑に行うため、処分先を確実に確保できるよう検討するものとする。

(2) 最終処分の方法

最終処分の方法を表3-3-3に示す。現在、旧市町から引き継いだ2箇所の最終処分場では、がれきやプラスチック製品等の不燃物を埋立処分し、磐田市クリーンセンターで発生する飛灰等の残渣を中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。本市最終処分場の埋立終了までは、これを継続するものとする。

表3-3-3 最終処分の方法

対象物	処分方法	処分先
磐田市クリーンセンターで発生する飛灰(薬剤で処理したもの)、溶融不適物	埋立	中遠広域事務組合 一般廃棄物最終処分場
埋立ごみ	埋立	磐田市一般廃棄物最終処分場 磐田市竜洋最終処分場
破碎ごみ		

(3) 最終処分場の維持管理

本市最終処分場の運営に当たっては、適正な運用、管理に努め、環境保全及び公害防止に努めるものとする。最終処分場の維持管理方法の概要を表3-3-4に示す。

表3-3-4 最終処分場の維持管理方法の概要

管理項目	概要
廃棄物の搬入管理	搬入される廃棄物が受け入れ可能なものであるか、排出先や廃棄物の種類等を確認する。
施設維持管理	施設の機能が適切に維持されるよう、破損などの異常の有無を点検する。 浸出水処理施設の放流水、最終処分場周辺地下水の水質検査等について結果の異常の有無を確認し、目視では把握できない施設の異常を監視する。
埋立作業管理	埋め立てた廃棄物の締め固めや覆土の施工を適切に行い、飛散防止、地盤の安定、埋立容量の確保に努める。

(4) 計画最終処分量

計画最終処分量を図3-3-5に示す。

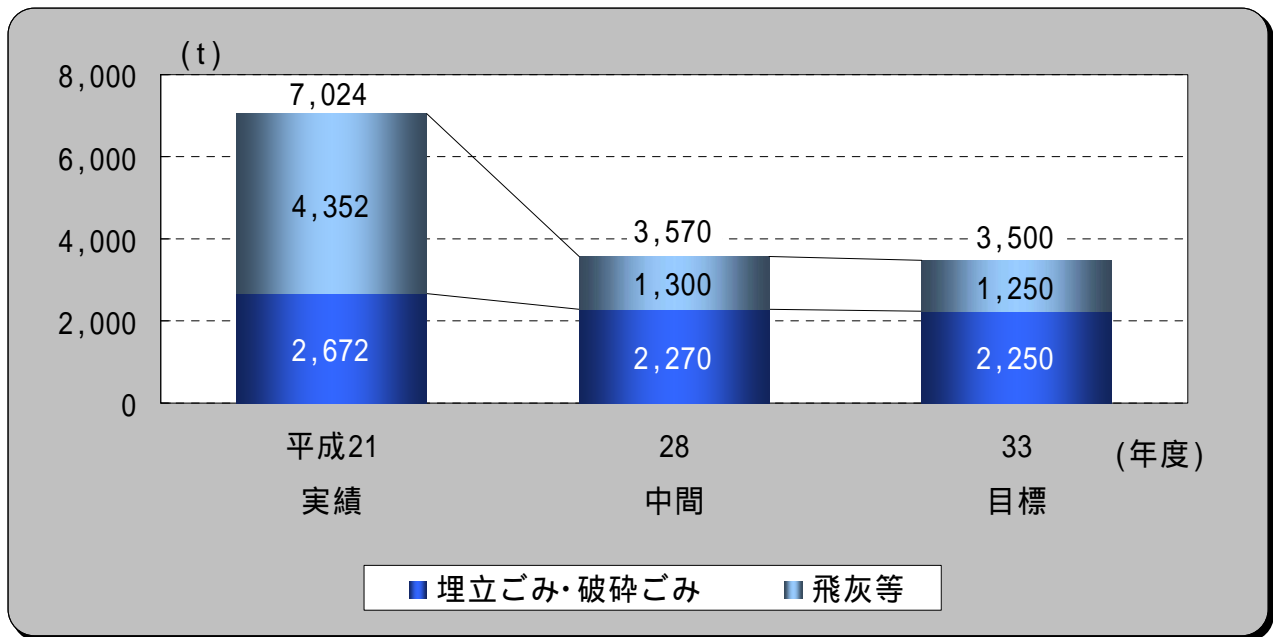


図 3-3-5 計画最終処分量

3-5 ごみの処理施設の整備に関する事項

3-5-1 ごみ処理施設

焼却処理施設については、磐田市クリーンセンターを更新したところなので、適切な運転管理を行い、処理能力の維持、長寿命化に努めるものとする。

3-5-2 最終処分場

本市最終処分場については、以下の試算により計画期間中に終了する見込みであるため、次の処分先を確保する必要がある。

最終処分場の埋立容量の見込みについては、埋め立てた廃棄物の量と覆土量との合計を容量に換算して求める。覆土量は、処分場整備費の補助対象範囲が埋め立てた廃棄物量の3分の1以下であったことから、埋め立てた廃棄物量の3分の1の量とする。容量換算は、残余容量の実測値(計算で使用するのは累積の埋立容量)と埋立量の割合から換算値を求めて計算する。

埋立容量算定のための基礎データを表 3-3-5 に示す。この表により廃棄物埋立量に 0.59 を乗じて覆土量を算定し、埋立量の合計に 1.87 を乗じて容量に換算して求めた累積埋立容量の見込みを図 3-3-6 に示す。

この試算から、平成 30 年度に最終処分場の埋立容量が不足するという結果を得た。

表 3-3-5 埋立容量算定のための基礎データ

過去5年間の廃棄物埋立量	20,043t	覆土を含む
過去5年間の累積埋立容量	37,381m ³	埋立量(重量)に対する埋立容量の割合 1.87

注) 覆土量には最終覆土を含む。

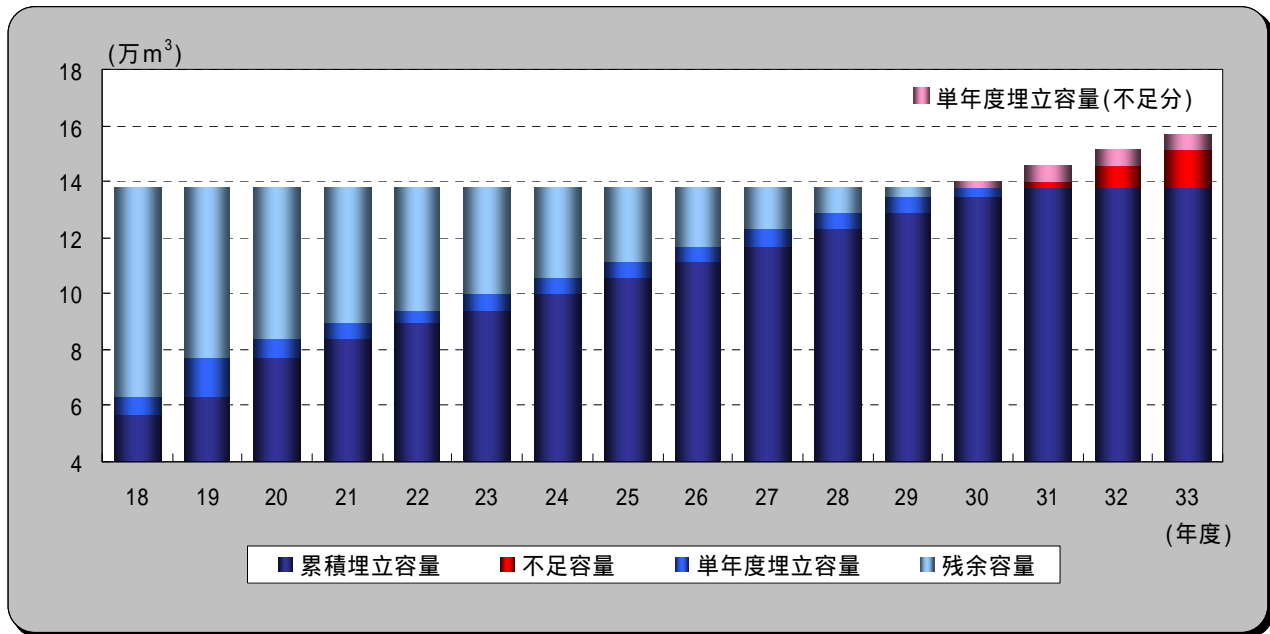


図 3-3-6 累積埋立容量の見込み

上記で試算した本市最終処分場の終了時期には、中遠広域事務組合一般廃棄物最終処分場も平成28年12月までの使用期限を迎えることから、最終処分の在り方については組合及び組合を構成する市町とも連携して検討していくものとする。

新たな最終処分場を整備することになる場合には、「廃棄物最終処分場性能指針（平成12年12月28日生衛発第1903号）」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府厚生省令第1号）」に規定された構造に従い設計するものとする。

3-6 その他ごみの処理に関し必要な事項

3-6-1 廃棄物減量化等推進審議会との連携

廃棄物の排出抑制、再資源化のための施策を実効あるものとするため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会において一般廃棄物処理計画ほか各種施策を審議するものとする。

3-6-2 不法投棄対策

不法投棄対策に関しては、市民、シルバー人材センター、保健所、警察ほか国、県、周辺市町など関係機関と連携し、パトロールの強化、啓発活動の推進などに努める。

悪質な不法投棄に対しては、「磐田市環境美化条例」に従い処罰するなど、条例、法律等に基づく規制措置を厳格に執行する。

3-6-3 災害廃棄物対策

災害廃棄物に関しては、阪神・淡路大震災時に策定された「震災廃棄物対策指針」、新潟豪雨時に策定された「水害廃棄物対策指針」に従い、また、東日本大震災に伴い制定された各種特別措置法を参考にしながら施設の耐震化、災害廃棄物の仮置き場の確保、広域的処理体制の構築を図るものとする。

大量に発生するがれきの処理については、被災地から仮置き場へ速やかに撤去し、種類に応じて再利用、再資源化、焼却、埋立を行う。

仮置き場については、被災直後の一次仮置き場として、有害物質を含むなど危険性の高いもの、道路を封鎖しているものを一時的に除去するために、被災状況を踏まえながら必要な空間を確保して使用する。

二次仮置き場として市内2か所の最終処分場を使用し、ある程度の期間を要しながら選別作業を行うものとする。ただし、磐田市竜洋最終処分場については沿岸部に位置し、大震災発生時には本震以降の余震による津波被害も想定されることから、運用に当たっては慎重に判断するものとする。

広域連携については、静岡県内市町の一般廃棄物処理相互援助協定に基づき支援体制を構築するものとする。ただし、県内全域が被災する場合も想定されるため、県を超えた支援体制について、国、県の協力の下、検討していく。